目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。

・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率 3.0%（税抜）のファンドを購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）＝100 万口×10,000 円÷10,000 口×3.0%＝30,000 円

となり、合計 1,030,000 円（税抜）お支払いただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100 万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。

・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。

・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

・商号等　：マネックス証券株式会社
　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号

・本店所在地　：〒102-0083　東京都千代田区麹町 2-4-1

・設立　：1999 年 5 月

・資本金　：12,200 百万円

・主な事業　：金融商品取引業

・加入協会　：日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
　一般社団法人 日本投資顧問業協会

・指定紛争解決機関　：特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター

・連絡先　：ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
　お客様ダイヤル　：0120-846-365（通話料無料）
　03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
　ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
　当社ウェブサイト　：ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

以　上

（平成 28 年 12 月）

KTM_TOUSHIN_1.1

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3%（税抜き）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税抜き）】

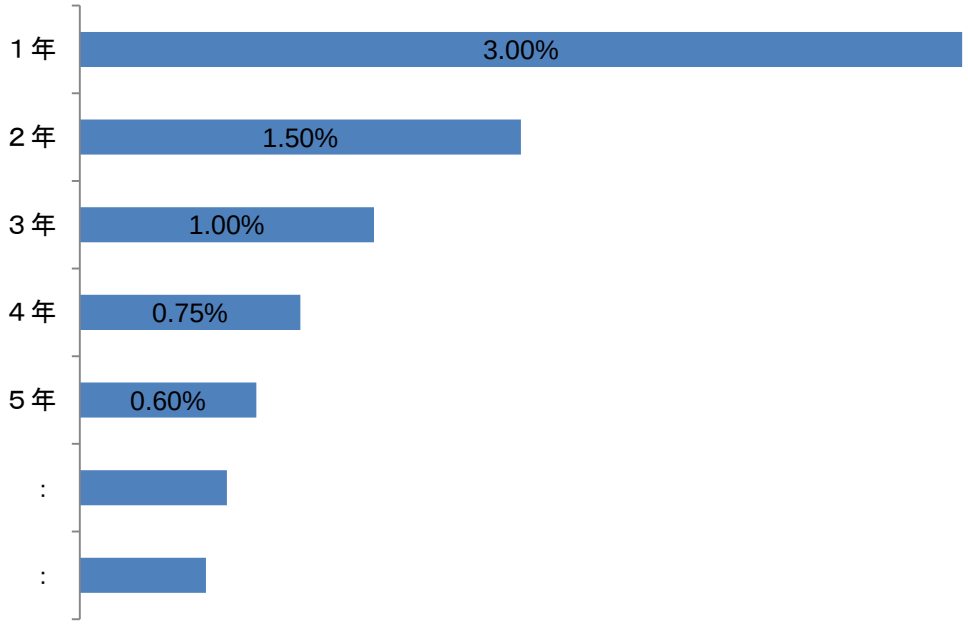

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」や「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

（2015 年 8 月）

三井住友アセットマネジメント
SMAM

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日：2017年1月12日

三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド

追加型投信／海外／債券

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図等を行います。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第399号

<委託会社への照会先>

ホームページ：**http://www.smam-jp.com**

お客さま専用フリーダイヤル：**0120-88-2976**

［受付時間］ **営業日の午前9時～午後5時**

受託会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。

三井住友信託銀行株式会社

お知らせ
当ファンドは、2017年4月12日で信託期間が満了となり、償還となります。お申込みに際しては、償還までの期間が短いことに留意ください。

委託会社の概要

委託会社名	三井住友アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月15日
資本金	20億円（2016年10月31日現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	5兆5,234億円（2016年10月31日現在）

商品分類

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	海外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債）））	年12回（毎月）	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。
※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- 委託会社は、ファンドの募集について、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2016年7月7日に関東財務局長に提出しており、2016年7月8日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

色覚の個人差等を問わず、できるだけ多くの方に情報が伝わるよう、配色やデザインに配慮して作成しています。
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

ファンドの目的

投資信託への投資を通じて、実質的に米国のハイイールド債に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 米国のハイイールド債中心に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ファンド・オブ・ファンズ方式の運用により、実質的にBB～B格相当の米国の債券を中心に投資します。

2 原則として、「米ドル」売り、「中国元」買いの為替取引を行います。

■実質的に組み入れる外貨建資産については、為替予約取引等を活用し、中国元建ての資産を保有するのと同様の為替変動効果を目指します。

※為替取引を行う際に直物為替先渡取引（ＮＤＦ）を利用することがあります。
ＮＤＦ取引を用いて為替取引を行う際、取引価格は需給や規制等の影響により、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

3 債券運用において高い専門性を有するＰＩＭＣＯグループのノウハウを活用します。

■当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
なお、当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（米国）（略称：ＰＩＭＣＯ）が運用を行います。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯグループの日本における拠点です。

4 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

■原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

■分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶分配のイメージ図

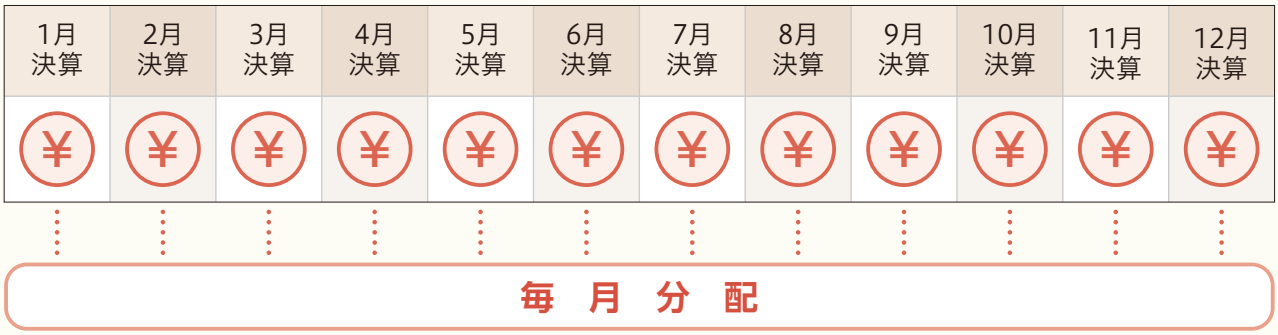

※上記はイメージを示したものであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

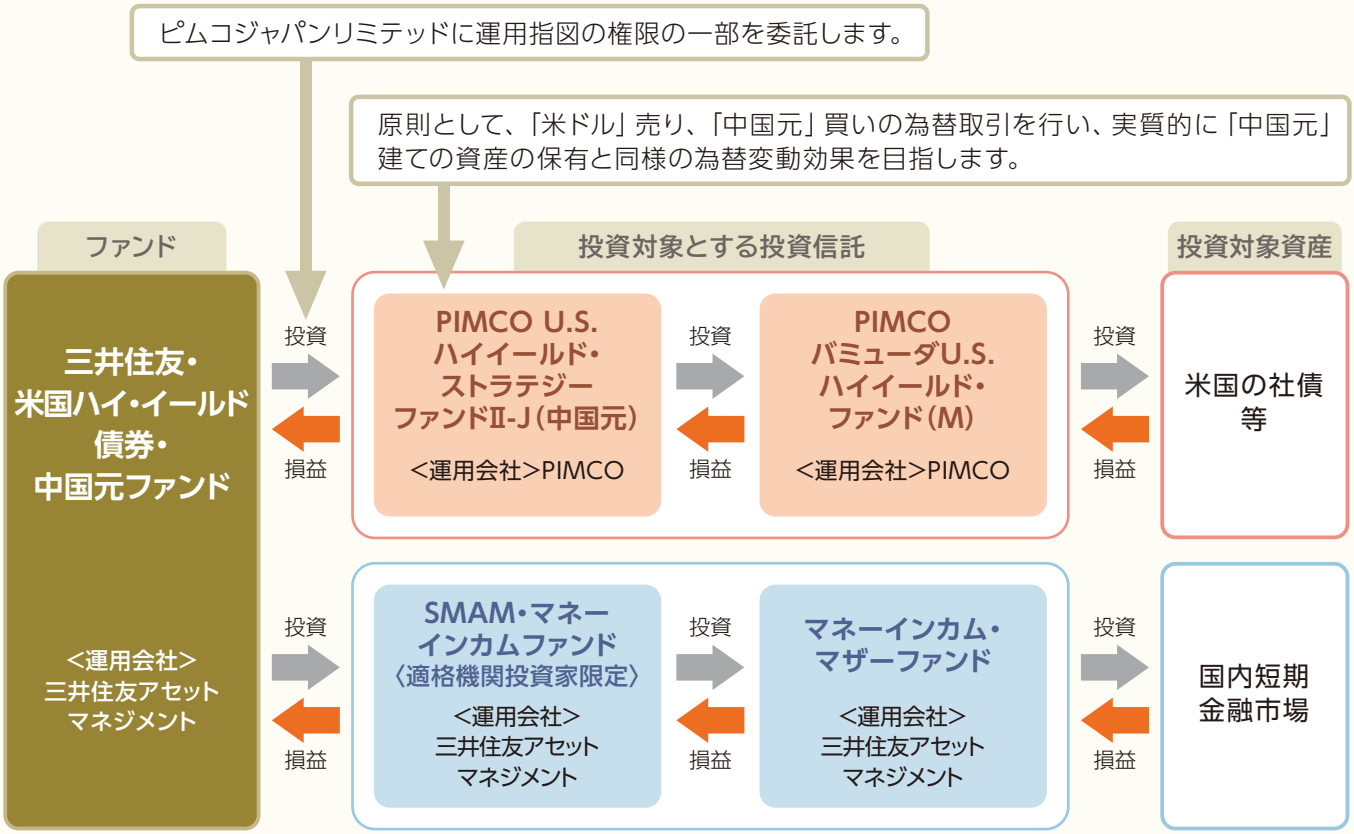

※「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ-J（中国元）」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の社債等となります。

ハイイールド債とは

ハイイールド債とは、格付けがBB格相当以下の債券をいいます。
一般的にハイイールド債は、投資適格債券（BBB格相当以上）に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。

▶ハイイールド債の利回り

■ハイイールド債の魅力は、相対的に高い（High）利回り（Yield）です。

［ 利回り比較（2016年10月末現在） ］

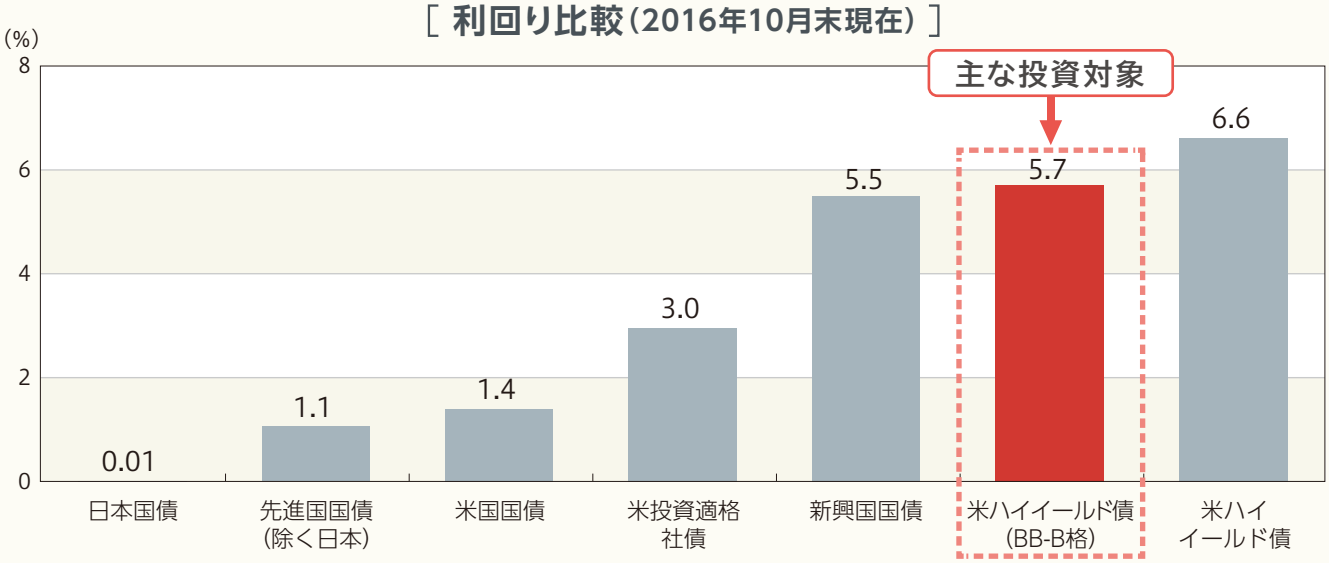

（注）「米ハイイールド債」はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・マスターⅡ・インデックス、「米ハイイールド債（BB-B格）」はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・BB-B格インデックス、「新興国国債」はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、「米投資適格社債」はブルームバーグ・バークレイズ・米国社債インデックス、「米国国債」はシティアメリカ国債インデックス、「先進国国債（除く日本）」はシティ世界国債インデックス（除く日本）、「日本国債」はシティ日本国債インデックスの各最終利回りを使用。
（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

〈ご参考〉当ファンドが投資対象とする投資信託のポートフォリオ概況

（2016年10月末現在）

最終利回り（%）	5.9
デュレーション（年）	4.1
平均格付け	BB−

（注1）デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変化率が大きくなります。
（注2）平均格付けとは、当ファンドが実質的に保有している債券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付けではありません。
（出所）ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

〈ご参考〉米国市場の規模

米ハイイールド債市場は、世界のハイイールド債市場の約63%を占める大きな市場です。

［ ハイイールド債の市場別時価総額比率 ］

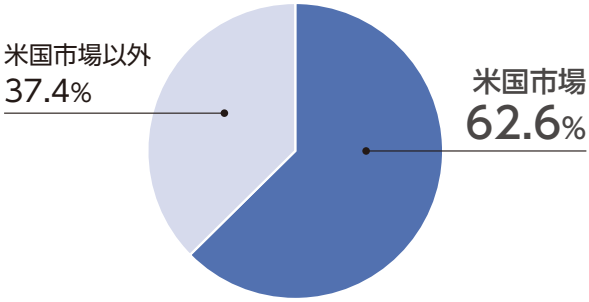

（注1）データは2016年10月末現在。
（注2）「米国市場」はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・マスターⅡ・インデックス、「米国市場以外」はBofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・インデックスの時価総額から「米国市場」の時価総額を控除して算出。
（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

▶ハイイールド債のリスク

［ 信用格付け ］

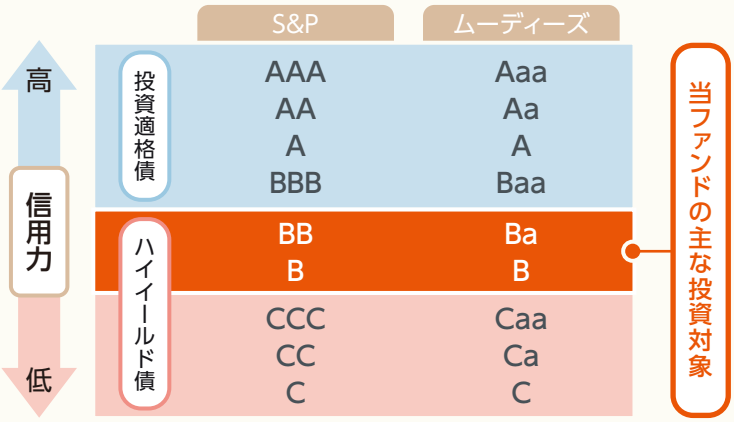

■一般的に、ハイイールド債（BB/Ba格相当以下）は、投資適格債（BBB/Baa格相当以上）に比べ、元本や利息の支払いが定められた通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、相対的に高い利回りで取引されています。

（注1）S&P、ムーディーズは、代表的な格付機関。
（注2）格付記号は長期債務格付け。

［ 信用スプレッド ］

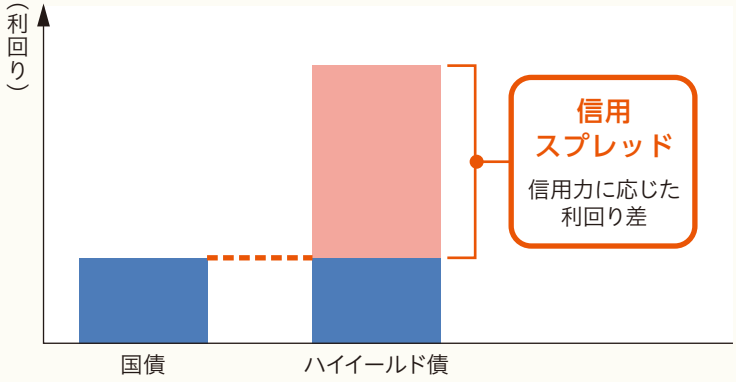

■安全資産（国債）との利回り差を信用スプレッドと言います。社債の発行体の信用力が高いとスプレッド（利回り差）は縮小し、信用力が低いとスプレッド（利回り差）は拡大します。

（注）左記はハイイールド債の信用スプレッドを説明するためのイメージです。

中国元の動向

［ 中国元の推移 ］

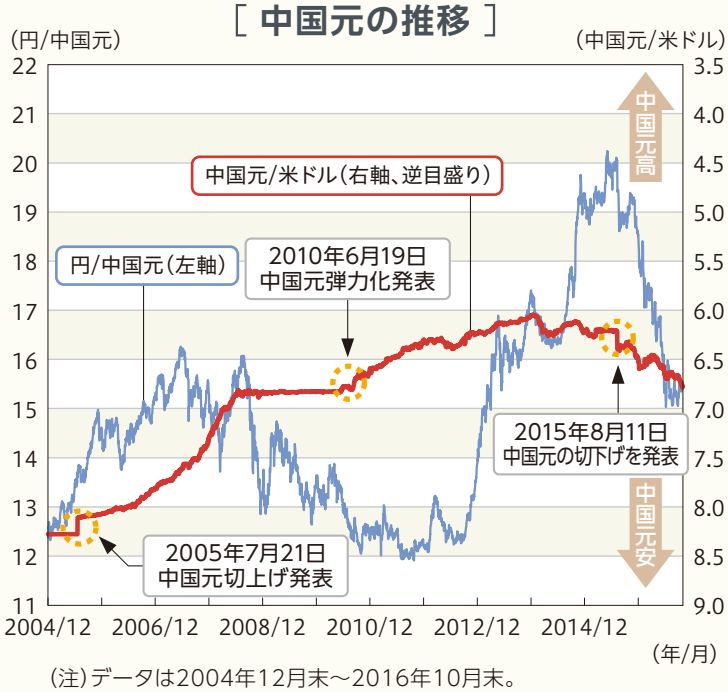

（注）データは2004年12月末～2016年10月末。
（出所）Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

■中国元は2005年7月の管理変動相場制導入と同時に行われた通貨切上げ後、対米ドルで上昇傾向で推移しましたが、2008年夏以降は金融危機の影響等により、実質的に米ドルに対しペッグ（狭い範囲で固定）されていました。

■2010年6月に中国元相場の弾力化が発表された後は、対米ドルで緩やかに上昇しました。

■2015年8月に中国元の対米ドルレートが切下げられて以降、軟調な展開となっています。

※グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社について

［ パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）の概要 ］

設立等	債券専門の運用会社として1971年に設立 米国最大級の債券ファンドを運用
運用チーム	外国投資信託の運用は、ハイイールド債券運用チームが担当
拠点	米国をはじめ東京、シドニー、シンガポール、ロンドン、ミュンヘン、香港、リオデジャネイロ等に拠点を設けグローバルにビジネスを展開。拠点数は世界に13ヵ所
従業員数	約2,200名（うち運用担当者 約240名）
運用資産残高	約1.55兆米ドル（約157兆円、2016年9月末現在、関係会社受託分を含む）

（注）1米ドル=101.265円で換算

［ ピムコジャパンリミテッドの概要 ］

設立等	PIMCOのグローバル拠点の1つとして1997年に設立 投資運用業等を営み、国内の証券投資信託、年金基金、機関投資家等に対し運用サービスを提供
従業員数	約80名
運用資産残高	約1,017億米ドル （約10.3兆円、2016年9月末現在）

（注）1米ドル=101.265円で換算

［ PIMCOの運用プロセス ］

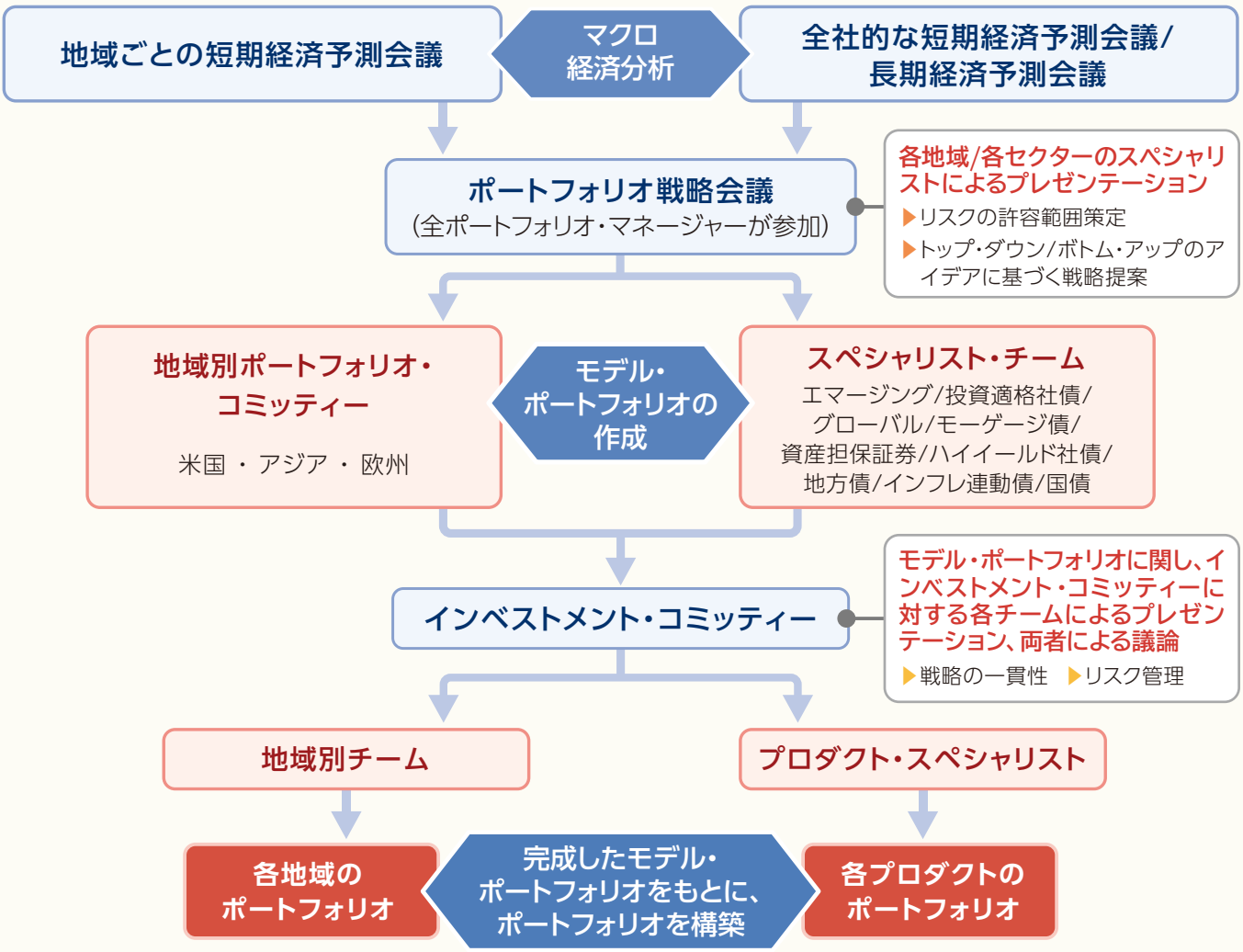

（出所）ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記の運用プロセスは2016年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

ファンドにおける3つの収益源

A ▶ 投資対象資産（債券）の価格変動

■米国のハイイールド債等を実質的な主要投資対象として、利子収入の確保と価格変動による値上がり益の獲得を目指します。ただし、投資対象とするハイイールド債等からの利子収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。

■一般的に、ハイイールド債は、元本および利子の支払いが予定通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、投資適格債と比較して、相対的に高い利回りで取引されます。

B ▶ 為替取引によるプレミアム／コスト

■米ドルより中国元の短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。逆に、米ドルより中国元の短期金利が低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。

■中国元は、直物為替先渡取引（NDF）で為替取引を行うことがあります。NDFを用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べNDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

※NDFとはノン・デリバラブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます（差金決済）。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済をすることが難しい場合等に利用されます。

為替取引によるプレミアムの獲得

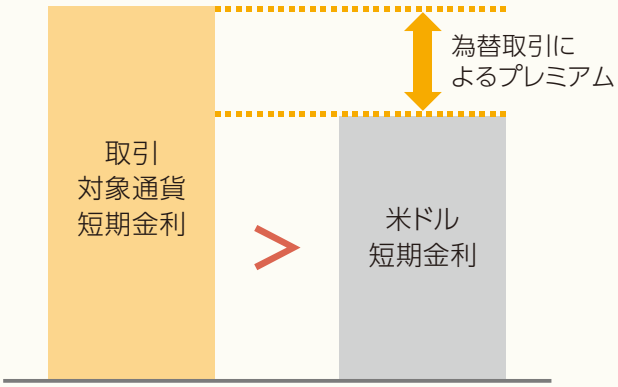

取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利を上回っている場合、その金利差が為替取引によるプレミアム（収益）となります。

為替取引によるコストの発生

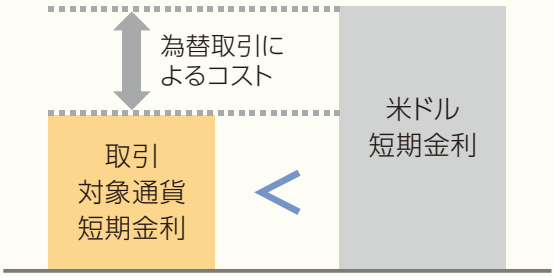

取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利を下回っている場合、その金利差が為替取引によるコスト（費用）となります。

※上記は為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージ図です。

C ▶ 為替差益／差損

■中国元の対円レートが上昇（円安）した場合、為替差益を得ることができます。逆に、中国元の対円レートが下落（円高）した場合、為替差損が発生します。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

■通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計されたファンドです。

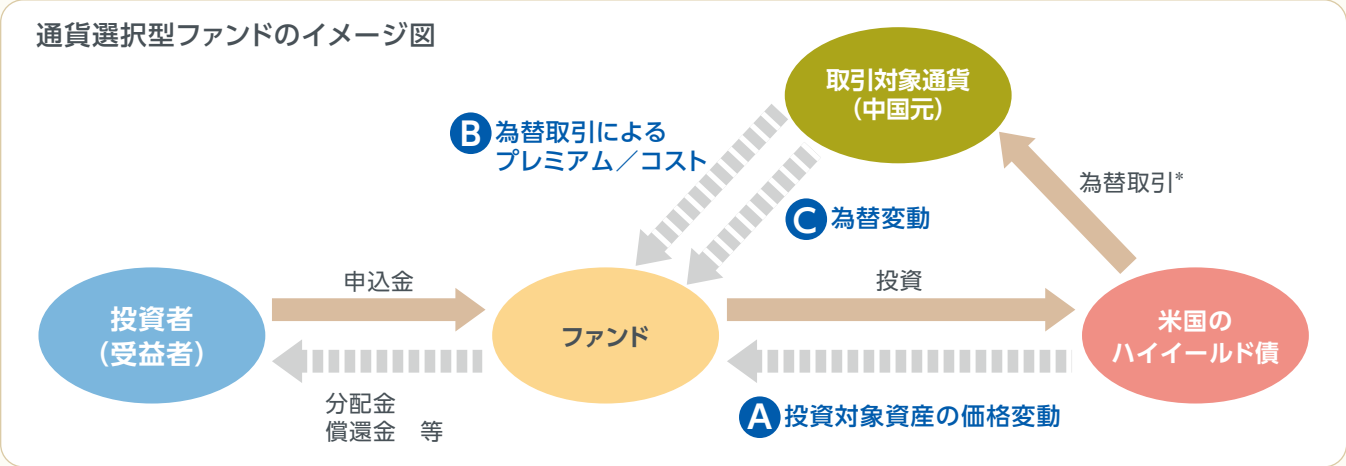

※上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。
実際の運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。
*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

■通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

	A	B	C
収益の源泉	＝ 投資対象資産（債券）の価格変動	＋ 為替取引による プレミアム／コスト	＋ 為替 差益／差損
収益を得られるケース	投資対象資産の値上がり等	プレミアム（金利差相当分の収益）の発生 取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利	為替差益の発生 取引対象通貨に対して 円 安
損失やコストが発生するケース	投資対象資産の値下がり等	コスト（金利差相当分の費用）の発生 取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利	為替差損の発生 取引対象通貨に対して 円 高

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

主な投資制限

■投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
■外貨建資産への直接投資は行いません。

分配方針

■毎月12日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配を行います。
■分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
■分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

［前期決算日から基準価額が上昇した場合］

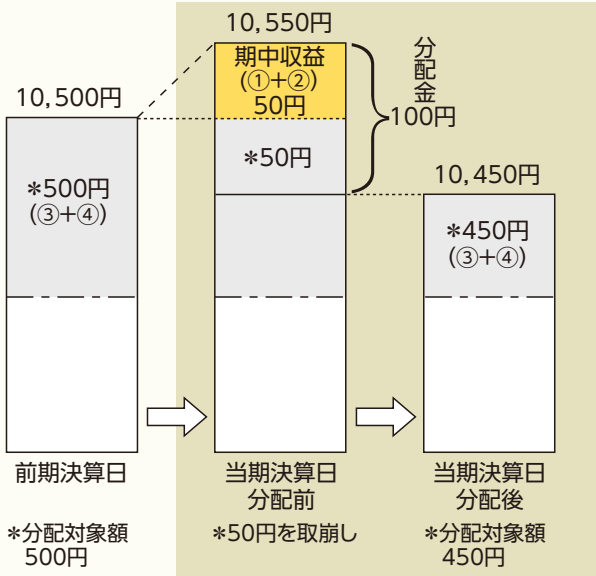

［前期決算日から基準価額が下落した場合］

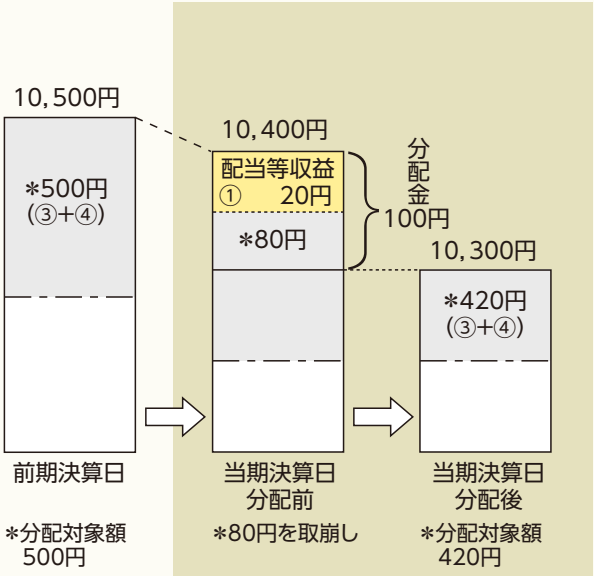

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

［分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合］

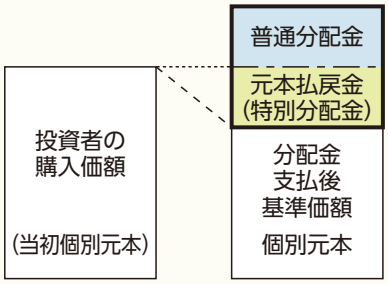

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は非課税扱いとなります。

［分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合］

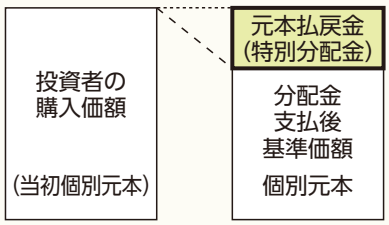

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

追加的記載事項

■投資対象とする投資信託の投資方針等

▶PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ−J（中国元）

形態	バミューダ籍外国投資信託（円建て）
主要運用対象	「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とします。
運用の基本方針	●「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とし、トータルリターンの最大化を目指します。 ●米ドル建資産については、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。
ベンチマーク	ありません。
主な投資制限	●外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ●デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
決算日	年1回、原則として毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
信託報酬	ありません。
成功報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、租税公課、借入費用など。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

▶SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>

主要運用対象	マネーインカム・マザーファンドを主要投資対象とします。
運用の基本方針	主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。
ベンチマーク	ありません。
決算日	年1回、原則として毎年4月13日
主な投資制限	●株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	このファンドの信託財産の純資産総額に以下の率（信託報酬率）を乗じて得た額。なお、信託報酬率は月次で見直すものとし、各月の最終営業日の翌日から翌月の最終営業日までの信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レート（年率）の平均値（当該平均率）に応じ、次に掲げる率とします。

当該平均率の水準	信託報酬率
当該平均値が0.25%未満	当該平均値に0.4を乗じた率（下限は0%）
当該平均値が0.25%以上0.50%未満	0.10%
当該平均値が0.50%以上1.00%未満	0.14%
当該平均値が1.00%以上	0.18%

（注）上記信託報酬率は税抜き。

申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約請求受付日の基準価額に対して0.01%
委託会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

基準価額の変動要因

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

価格変動リスク

債券市場リスク…債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

信用リスク…債務不履行の発生等は、基準価額の下落要因です

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

派生商品リスク…派生商品の価格の下落は、基準価額の下落要因です

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

為替変動リスク…円高は基準価額の下落要因です

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行うため、中国元の対円での為替変動の影響を受けます。為替相場が中国元に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、米ドル売り、中国元買いの為替取引が完全にできるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、中国元の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかります。

カントリーリスク…投資国の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

市場流動性リスク…市場規模の縮小・取引量の低下により、不利な条件での取引を余儀なくされることは、基準価額の下落要因です

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

ファンド固有の留意点

為替取引に関する留意点

ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引（ＮＤＦ）を利用する場合があります。ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。

投資信託に関する留意点

□ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

□投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、法務コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会に報告されます。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

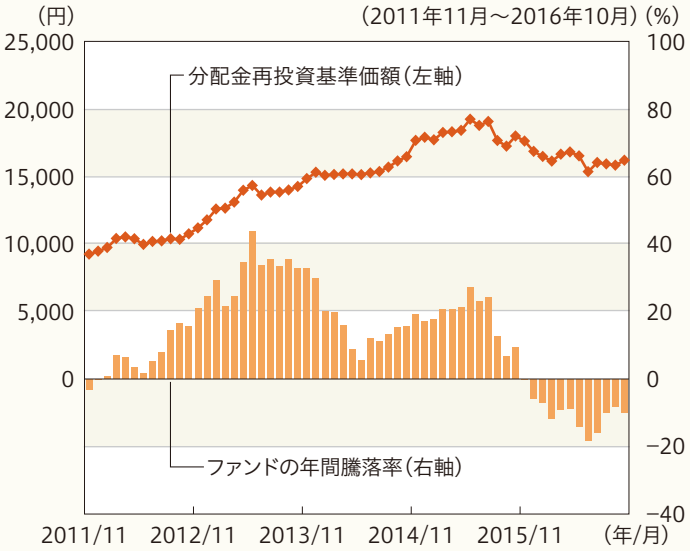

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

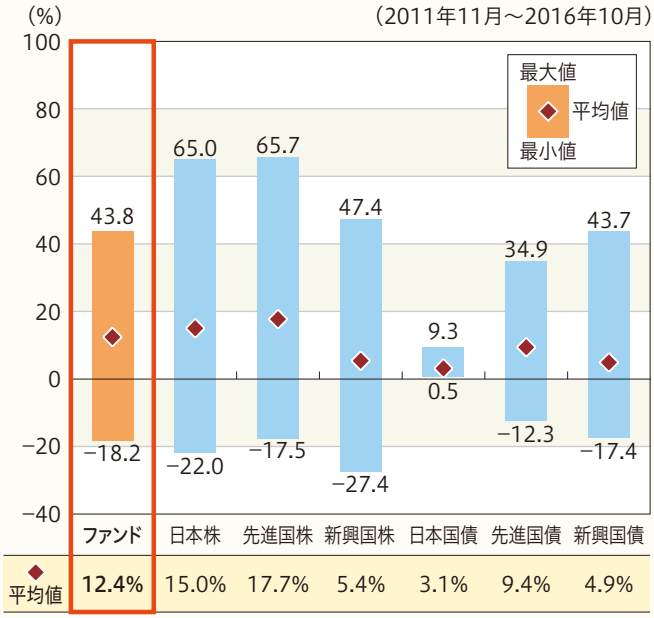

※左グラフは2011年11月～2016年10月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日 本 株…TOPIX（配当込み）
先進国株…MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA−BPI（国債）
先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX（配当込み）」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
「MSCIコクサイインデックス（グロス配当込み、円ベース）」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
「MSCIエマージング・マーケット・インデックス（グロス配当込み、円ベース）」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
「NOMURA−BPI（国債）」は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
「シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）」は、J.P.Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

基準日:2016年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

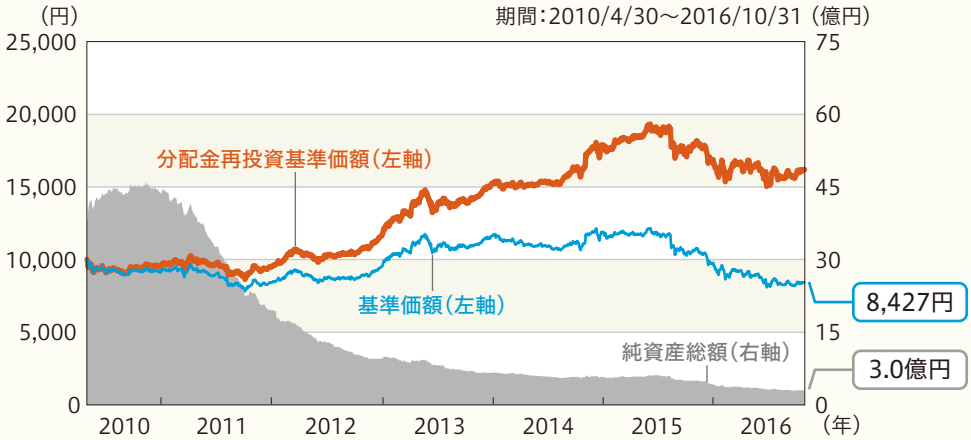

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2016年10月	70円
2016年 9月	70円
2016年 8月	70円
2016年 7月	70円
2016年 6月	70円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	6,580円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

主要な資産の状況

資産別構成

資産の種類	国・地域	比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	97.10
	日本	2.36
	小計	99.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		0.53
合計(純資産総額)		100.00

主要投資銘柄(上位10銘柄)

国・地域	種類	銘柄名	比率(%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドII-J(中国元)	97.10
日本	投資信託受益証券	SMAM・マネーインカムファンド<適格機関投資家限定>	2.36

※比率は、ファンドの純資産総額に対する時価の比率です。
※「主要投資銘柄(上位10銘柄)」は組入有価証券が10銘柄に満たない場合はすべてを記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

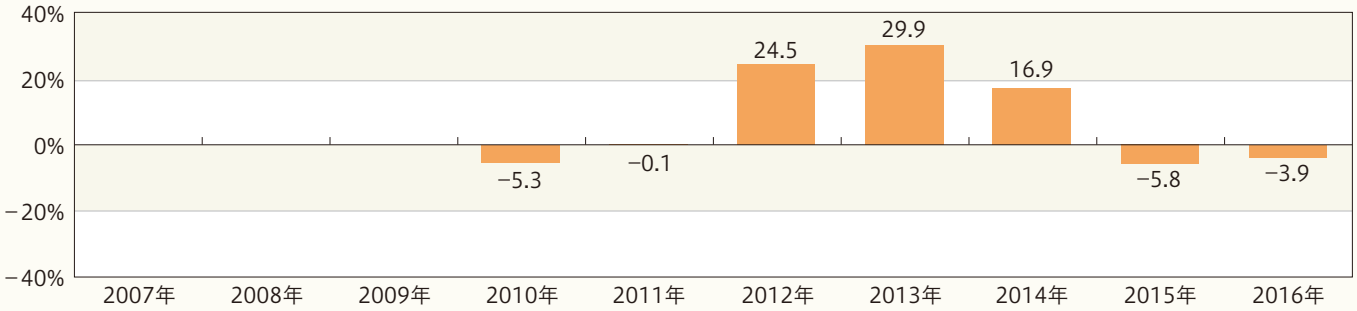

※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には購入手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用、税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2010年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2010年4月30日)から年末までの騰落率を表示しています。
※2016年のファンドの収益率は、年初から2016年10月31日までの騰落率を表示しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。

お申込みメモ

購入時

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

換金時

換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

申込関連

申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2016年7月8日から2017年4月10日まで ※信託期間が2017年4月12日までのため、申込期間は2017年4月10日までで更新されません。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。

決算日・収益分配

決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース:税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース:税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他

信託期間	2010年4月30日から2017年4月12日までです。
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	交付運用報告書は、6ヵ月(原則として4月および10月の各決算時までの期間)毎に作成し、原則として、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社よりお届けいたします。 なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
基準価額の照会方法	ファンドの基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけます。 また、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄に、「米ハイ元」として掲載されます。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをNISA、ジュニアNISAでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 なお、当ファンドは、2017年4月12日で満期償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。 配当控除の適用はありません。 ※上記は、2016年10月31日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入時手数料	購入価額に**3.24%（税抜き3.0%）を上限**として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
信託財産留保額	**換金時：**1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じた額が差し引かれます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

運用管理費用（信託報酬）

ファンド

ファンドの純資産総額に**年1.7496%（税抜き1.62%）**の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬の配分（税抜き）＞

支払先	料率	役務の内容
委託会社	年0.88%	ファンド運用の指図等の対価
販売会社	年0.7%	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.04%	ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。
※委託会社の報酬には、ファンドの運用に関する権限の一部の委託先への報酬（年0.6804%（税抜き0.63%））が含まれております。

投資対象とする投資信託

- 外国投資信託においては信託報酬はありません。
- SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞においては信託報酬がかかります。（組入評価額に対し最大年0.1944%（税抜き0.18%）程度）

※ただし、ファンドは外国投資信託を高位に組み入れるため、SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞の信託報酬がファンドの実質的な負担に与える影響はほぼありません。

実質的な負担　ファンドの純資産総額に対して**年1.7496%（税抜き1.62%）程度**

その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。

※ファンドの費用（手数料等）の合計額、その上限額、計算方法等は、投資者の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

ファンドの費用・税金

■税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時及び償還時

所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は、2016年10月31日現在の情報をもとに記載しています。
※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。NISA、ジュニアNISAのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、当ファンドは、2017年4月12日で満期償還となるため、NISAおよびジュニアNISAの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。
※法人の場合は上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

投資信託説明書
(請求目論見書)
使用開始日:2017年1月12日

三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド

追加型投信／海外／債券

三井住友アセットマネジメント
SMAM

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

１．三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド（以下、「当ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第５条の規定により有価証券届出書を平成28年 7月 7日に関東財務局長に提出しており、平成28年 7月 8日にその届出の効力が生じております。また、同法第７条の規定により平成29年 1月12日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しております。

２．本書は、金融商品取引法第13条第２項第２号に定める内容を記載した目論見書です。

３．当ファンドの基準価額は、ファンドに組み入れられる有価証券の値動き等による影響を受けます（外貨建資産には為替変動もあります。）が、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。

４．当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

５．投資信託は、預金保険、貯金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

６．税制に関する本書の記載内容は、税法の改正等により将来変更されることがあります。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド
募集内国投資信託受益証券の金額	1兆5,000億円を上限とします。
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。
有価証券届出書提出日	平成28年 7月 7日
有価証券届出書の訂正届出書提出日	平成29年 1月12日
発行者名	三井住友アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長　松下　隆史
本店の所在の場所	東京都港区愛宕二丁目５番１号

目　　次

第一部【証券情報】 1
第二部【ファンド情報】 4
　第１【ファンドの状況】 4
　第２【管理及び運営】 35
　第３【ファンドの経理状況】 41
　第４【内国投資信託受益証券事務の概要】 82
第三部【委託会社等の情報】 83
信託約款

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド
以下「当ファンド」といいます。

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

＊ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は１口当たり１円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆5,000億円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

※「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。
基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「米ハイ元」として掲載されます。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（5）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24％（税抜き3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

（6）【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社または前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（7）【申込期間】

平成28年 7月 8日から平成29年 4月10日まで
信託期間が平成29年 4月12日までのため、申込期間は平成29年 4月10日までで更新されません。

（8）【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。
販売会社の詳細につきましては、前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

（9）【払込期日】

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（4）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

（１１）【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

イ　申込証拠金

ありません。

ロ　わが国以外の地域における募集

ありません。

ハ　お申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ニ　クーリング・オフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用

ありません。

ホ　振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます（原則として受益証券を保有することはできません。）。

・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。

・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

イ　当ファンドは、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」および「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主として米国のハイイールド債に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ　委託会社は、受託会社と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ　当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

（イ）当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（ロ）当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券社債（低格付債))）	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「債券」となります。
決算頻度	年12回（毎月）	目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

≪商品分類表≫

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 （　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

≪属性区分表≫

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　） 不動産投信 その他資産 (投資信託証券(債券 社債(低格付債))) 資産複合 （　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回(隔月) 年12回(毎月) 日々 その他 （　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

（2）【ファンドの沿革】

平成22年４月30日　　信託契約締結、設定、運用開始。

（3）【ファンドの仕組み】

イ　当ファンドの関係法人とその役割

（イ）委託会社　「三井住友アセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

（ロ）受託会社　「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

（ハ）販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

（ニ）投資顧問会社（運用の委託先）　「ピムコジャパンリミテッド」

委託会社との間で締結される投資一任契約（運用委託契約）に基づき、当ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、信託財産の運用を行います。

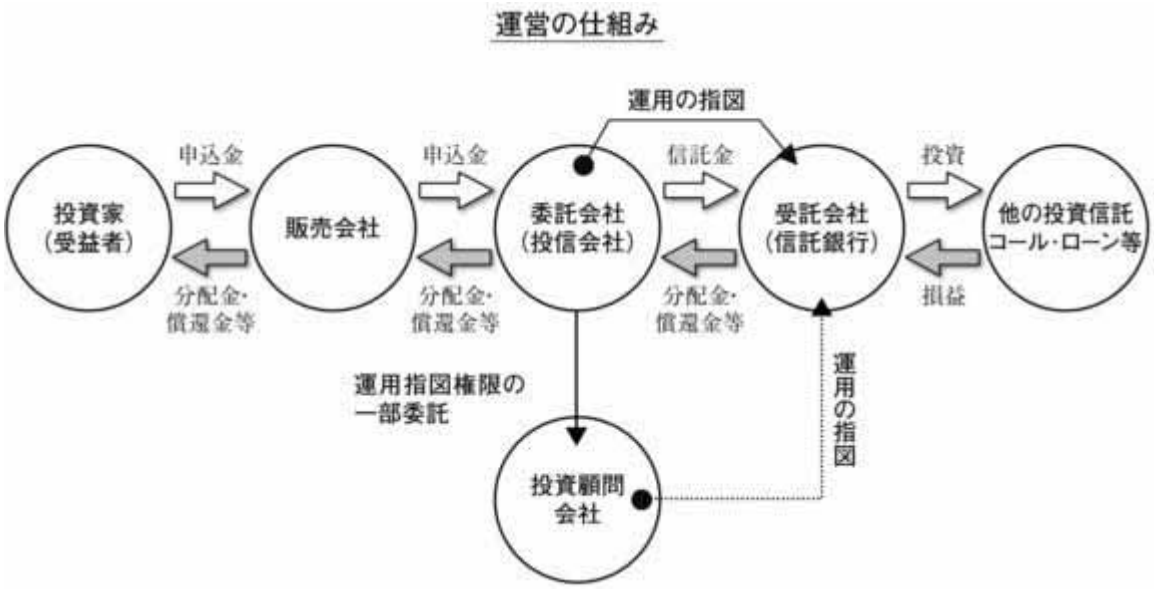

ロ　委託会社の概況

（イ）資本金の額

2,000百万円（平成28年10月31日現在）

（ロ）会社の沿革

昭和60年７月15日　三生投資顧問株式会社設立
昭和62年２月20日　証券投資顧問業の登録
昭和62年６月10日　投資一任契約にかかる業務の認可
平成11年１月１日　三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
平成11年２月５日　三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
平成12年１月27日　証券投資信託委託業の認可取得
平成14年12月１日　住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成25年４月１日　トヨタアセットマネジメント株式会社と合併

（ハ）大株主の状況

（平成28年10月31日現在）

名称	住所	所有株式数	比率（%）
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目１番２号	10,584	60.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区城見一丁目４番35号	3,528	20.0
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目９番地	3,528	20.0

ハ　ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕

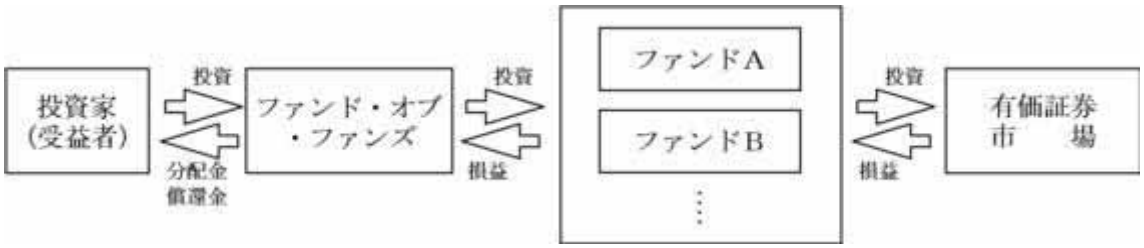

２【投資方針】

（1）【投資方針】

イ　基本方針

当ファンドは、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」および「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券を主要投資対象とし、実質的に、主として米国のハイイールド債に投資することにより、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ロ　投資態度

（イ）主として、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」および「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

（ロ）「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」受益証券を通じて、主として、米国のハイイールド債に投資します。

・「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」は原則として、米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。

（ハ）「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」受益証券を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。

（ニ）原則として、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」受益証券への投資比率は高位に保ちます。

（ホ）運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。

（ヘ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（ト）主要投資対象とするファンドは、下記の通りとします。ただし、運用状況等により変更となる場合があります。

ａ．PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）

運用会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
主要運用対象	外国債券
運用の基本方針	トータルリターンの最大化を目指します。

ｂ．ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞

運用会社	三井住友アセットマネジメント株式会社
主要運用対象	円貨建の短期公社債および短期金融商品
運用の基本方針	安定した収益の確保を目指します。

※上記ファンドの詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

ファンドの特色

1 米国のハイイールド債中心に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

□ファンド・オブ・ファンズ方式の運用により、実質的にBB～B格相当の米国の債券を中心に投資します。

2 原則として、「米ドル」売り、「中国元」買いの為替取引を行います。

□実質的に組み入れる外貨建資産については、為替予約取引等を活用し、中国元建ての資産を保有するのと同様の為替変動効果を目指します。

※為替取引を行う際に直物為替先渡取引（NDF）を利用することがあります。
NDF取引を用いて為替取引を行う際、取引価格は需給や規制等の影響により、金利差から理論上期待される水準と大きく異なる場合があります。

3 債券運用において高い専門性を有するＰＩＭＣＯグループのノウハウを活用します。

□当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
なお、当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（米国）（略称：ＰＩＭＣＯ）が運用を行います。ピムコジャパンリミテッドは、ＰＩＭＣＯグループの日本における拠点です。

4 毎月決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。

□原則として毎月12日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

□分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

▶分配のイメージ図

※上記はイメージを示したものであり、今後の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドのしくみ

□ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

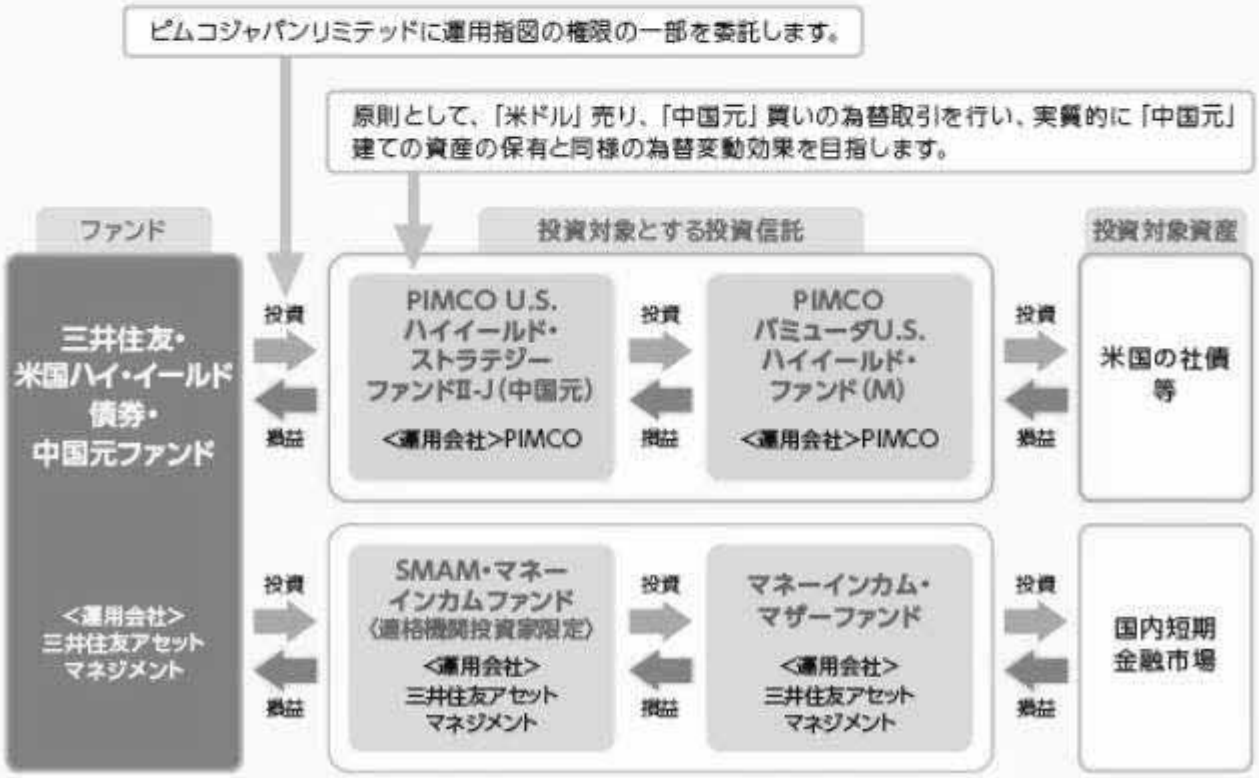

※「PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドII-J（中国元）」の組入比率を原則として高位に保ちます。したがって、ファンドの実質的な主要投資対象は、米国の社債等となります。

ハイイールド債とは

ハイイールド債とは、格付けがBB格相当以下の債券をいいます。
一般的にハイイールド債は、投資適格債券（BBB格相当以上）に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。

▶ハイイールド債の利回り

□ハイイールド債の魅力は、相対的に高い（High）利回り（Yield）です。

［利回り比較（2016年10月末現在）］

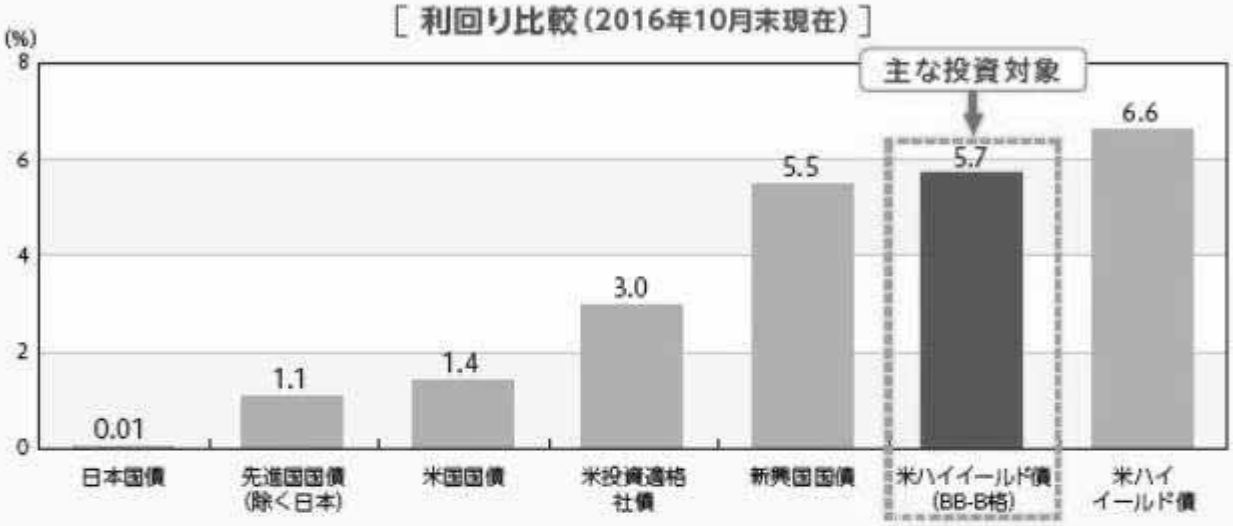

（注）「米ハイイールド債」はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・マスターⅡ・インデックス、「米ハイイールド債（BB-B格）」はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・BB-B格インデックス、「新興国国債」はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル、「米投資適格社債」はブルームバーグ・バークレイズ・米国社債インデックス、「米国国債」はシティアメリカ国債インデックス、「先進国国債（除く日本）」はシティ世界国債インデックス（除く日本）、「日本国債」はシティ日本国債インデックスの各最終利回りを使用。
（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

〈ご参考〉当ファンドが投資対象とする投資信託のポートフォリオ概況
（2016年10月末現在）

最終利回り（%）	5.9
デュレーション（年）	4.1
平均格付け	BB−

（注1）デュレーションとは、金利がある一定の割合で変動した場合、債券価格がどの程度変化するかを示す指標です。この数値が大きいほど、金利の変動に対する債券価格の変化率が大きくなります。
（注2）平均格付けとは、当ファンドが実質的に保有している債券にかかる信用格付けを加重平均したものであり、当ファンドにかかる信用格付けではありません。
（出所）ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

〈ご参考〉米国市場の規模

米ハイイールド債市場は、世界のハイイールド債市場の約63%を占める大きな市場です。

［ハイイールド債の市場別時価総額比率］

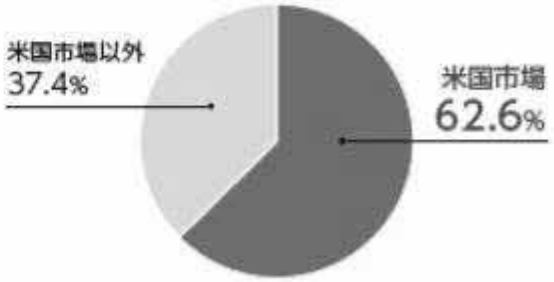

（注1）データは2016年10月末現在。
（注2）「米国市場」はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・マスターⅡ・インデックス、「米国市場以外」はBofAメリルリンチ・グローバル・ハイイールド・インデックスの時価総額から「米国市場」の時価総額を控除して算出。
（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※グラフ・データは、参考情報として記載した上記指数等の過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

▶ハイイールド債のリスク

［ 信用格付け ］

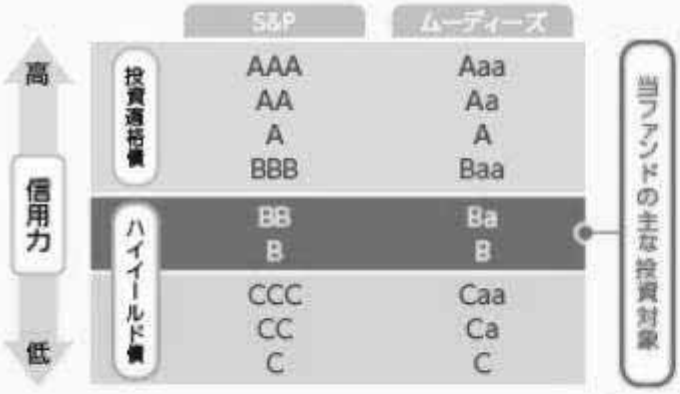

□一般的に、ハイイールド債（BB/Ba格相当以下）は、投資適格債（BBB/Baa格相当以上）に比べ、元本や利息の支払いが定められた通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、相対的に高い利回りで取引されています。

(注1)S&P、ムーディーズは、代表的な格付機関。
(注2)格付記号は長期債務格付け。

［ 信用スプレッド ］

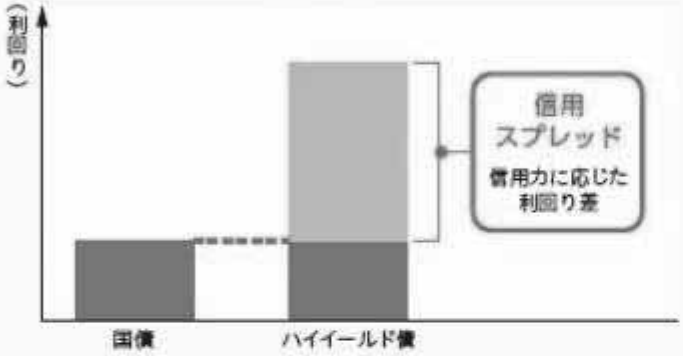

□安全資産（国債）との利回り差を信用スプレッドと言います。社債の発行体の信用力が高いとスプレッド（利回り差）は縮小し、信用力が低いとスプレッド（利回り差）は拡大します。

(注)左記はハイイールド債の信用スプレッドを説明するためのイメージです。

中国元の動向

［ 中国元の推移 ］

(注)データは2004年12月末～2016年10月末。
(出所)Bloombergのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

□中国元は2005年7月の管理変動相場制導入と同時に行われた通貨切上げ後、対米ドルで上昇傾向で推移しましたが、2008年夏以降は金融危機の影響等により、実質的に米ドルに対しペッグ（狭い範囲で固定）されていました。

□2010年6月に中国元相場の弾力化が発表された後は、対米ドルで緩やかに上昇しました。

□2015年8月に中国元の対米ドルレートが切下げられて以降、軟調な展開となっています。

※グラフ・データは、過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

投資対象とする外国投資信託の投資顧問会社について

［パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）の概要］

設立等	債券専門の運用会社として1971年に設立 米国最大級の債券ファンドを運用
運用チーム	外国投資信託の運用は、ハイイールド債券運用チームが担当
拠点	米国をはじめ東京、シドニー、シンガポール、ロンドン、ミュンヘン、香港、リオデジャネイロ等に拠点を設けグローバルにビジネスを展開。拠点数は世界に13ヵ所
従業員数	約2,200名（うち運用担当者 約240名）
運用資産残高	約1.55兆米ドル（約157兆円、2016年9月末現在、関係会社受託分を含む）

（注）1米ドル＝101.265円で換算

［ピムコジャパンリミテッドの概要］

設立等	PIMCOのグローバル拠点の1つとして1997年に設立 投資運用業等を営み、国内の証券投資信託、年金基金、機関投資家等に対し運用サービスを提供
従業員数	約80名
運用資産残高	約1,017億米ドル （約10.3兆円、2016年9月末現在）

（注）1米ドル＝101.265円で換算

［PIMCOの運用プロセス］

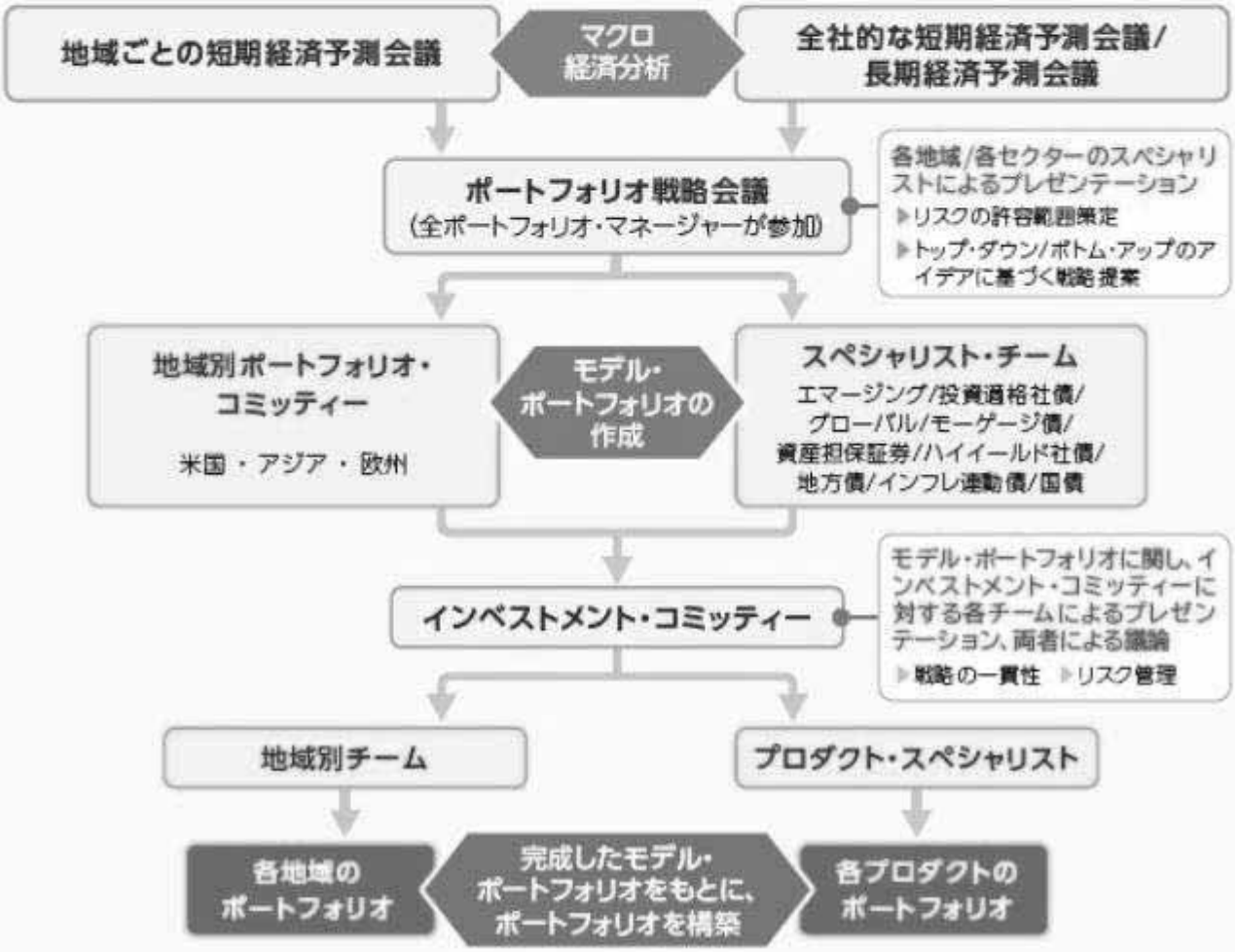

（出所）ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記の運用プロセスは2016年10月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

ファンドにおける3つの収益源

A▶投資対象資産（債券）の価格変動

□米国のハイイールド債等を実質的な主要投資対象として、利子収入の確保と価格変動による値上がり益の獲得を目指します。ただし、投資対象とするハイイールド債等からの利子収入が減少したり、価格変動によって値下がり損が発生することもあります。

□一般的に、ハイイールド債は、元本および利子の支払いが予定通りに行われないリスクが高く、信用力が低いことから、投資適格債と比較して、相対的に高い利回りで取引されます。

B▶為替取引によるプレミアム／コスト

□米ドルより中国元の短期金利が高い場合、為替取引によるプレミアム（金利差相当分の収益）の獲得が期待できます。逆に、米ドルより中国元の短期金利が低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）が発生します。

□中国元は、直物為替先渡取引（NDF）で為替取引を行うことがあります。NDFを用いた為替取引では、通常の為替予約取引と比べNDFの取引価格から想定される金利（NDFインプライド金利）が、取引時点における当該通貨の短期金利水準から、大きく乖離する場合があります。

※NDFとはノン・デリバラブル・フォワードの略で、決済にあたり、該当通貨ではなく主に米ドル等が用いられる短期の為替先渡取引の一種です。また、取引レートと決済レートの差額のみが決済されます（差金決済）。当局から国外での該当通貨の流通が規制されている場合や、取引量が少ない等の理由から該当通貨で決済をすることが難しい場合等に利用されます。

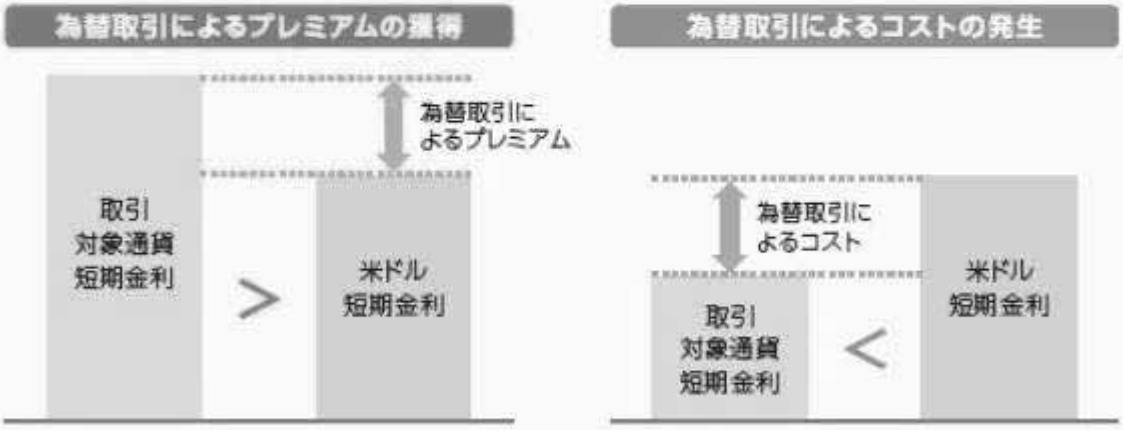

取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利を上回っている場合、その金利差が為替取引によるプレミアム（収益）となります。

取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利を下回っている場合、その金利差が為替取引によるコスト（費用）となります。

※上記は為替取引によるプレミアム／コストについて理解を深めていただくためのイメージ図です。

C▶為替差益／差損

□ 中国元の対円レートが上昇（円安）した場合、為替差益を得ることができます。逆に、中国元の対円レートが下落（円高）した場合、為替差損が発生します。

通貨選択型ファンドの収益イメージ

□通貨選択型のファンドは、株式や債券等といった投資対象資産に加えて、為替取引の対象となる円以外の通貨も選択することができるように設計されたファンドです。

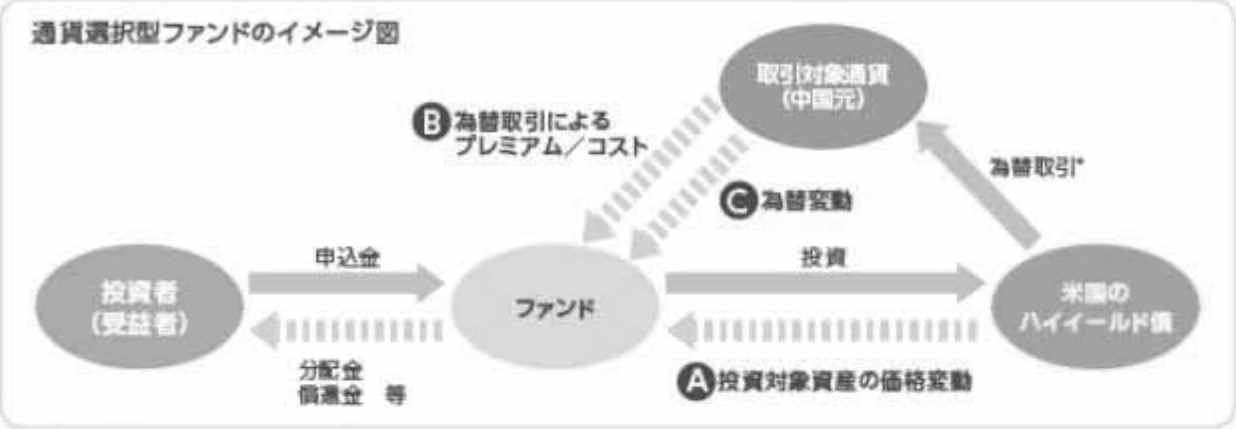

※上記は、通貨選択型ファンドのイメージ図です。
実際の運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、外国投資信託を通じて行います。
*取引対象通貨が円以外の場合には、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することにご留意ください。

□通貨選択型ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。
これらの収益源には、リターンに相応したリスクがあります。下表の「損失やコストが発生するケース」をよくご確認ください。

	A	B	C
収益の源泉	⊖ 投資対象資産(債券)の価格変動	⊕ 為替取引によるプレミアム／コスト	⊕ 為替差益／差損
収益を得られるケース	投資対象資産の値上がり等	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利	為替差益の発生 取引対象通貨に対して円安
損失やコストが発生するケース	投資対象資産の値下がり等	コスト(金利差相当分の費用)の発生 取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利	為替差損の発生 取引対象通貨に対して円高

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

分配金に関する留意事項

□分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

□分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

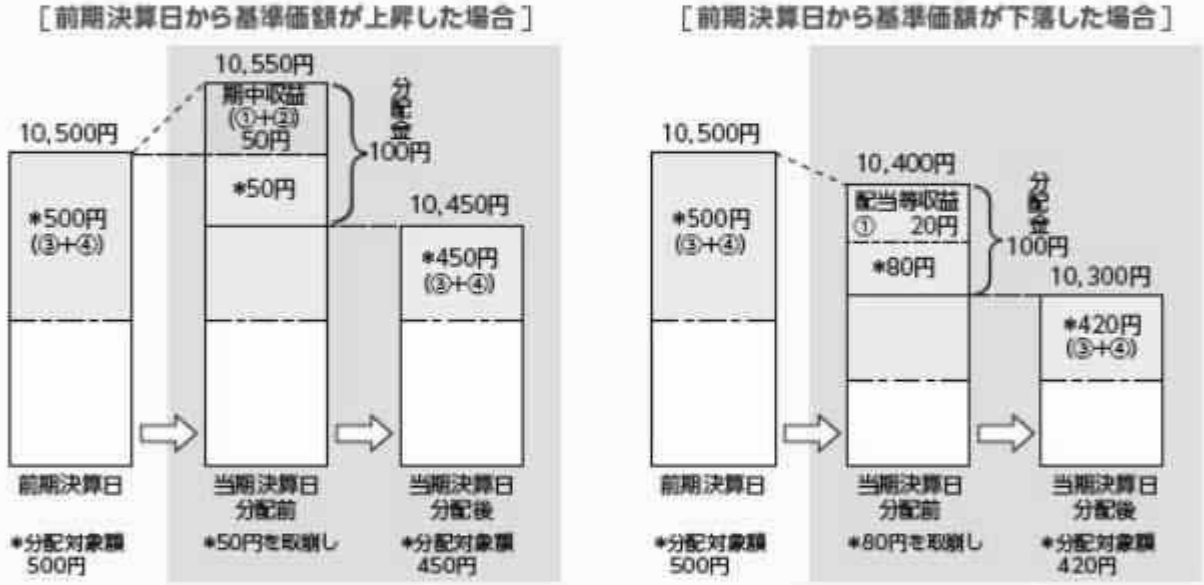

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

□投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

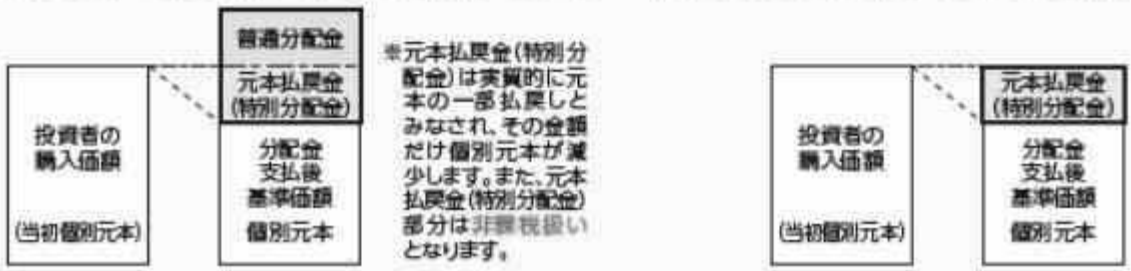

普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（2）【投資対象】

イ　投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

（イ）次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

１．有価証券

２．金銭債権

３．約束手形

（ロ）特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

１．為替手形

ロ　投資対象とする有価証券

委託会社（委託会社から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」受益証券

２．「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」受益証券

３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第５号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ハ　投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記ロに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

※主要投資対象となるファンドの名称、運用会社、主要運用対象、運用の基本方針に関しましては、上記「（1）投資方針」の記載をご覧ください。

（3）【運用体制】

イ　運用体制

当ファンドの運用の主要部分は、委託会社から運用の指図に関する権限の一部の委託を受けたピムコジャパンリミテッドが、投資一任契約（運用委託契約）およびそれに付随するガイドラインに従って行います（運用状況のモニタリング、運用状況の報告など。また、当ファンドが投資する他の投資信託の運用は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーが行います。）。

委託会社においては、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入の管理、運用委託先への委託資産の増減の指示、余裕資金の運用等および運用委託先の運用状況（ガイドライン等の遵守状況、運用パフォーマンスなど）のモニタリング等を行います。

ロ　委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

運用委託先に対しては、運用内容に関する十分な情報開示を求め、投資判断と委託の内容に齟齬がないかを確認します。また、定性・定量面における運用委託先の評価を継続的に実施します。

運用委託先管理部会において運用委託先との契約について年１回見直しの検討および継続可否判断等を行い、運用実績に優位性がある等の合理的理由のないままでの契約の継続は行いません。

[参考情報] パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーの運用体制

１．運用体制

主にマクロ経済分析に基づくトップ・ダウン戦略を担当するジェネラリストと、ハイイールド債、投資適格社債、エマージング債、モーゲージ債などの専門分野を担当し、主に個別銘柄選択などのボトム・アップ戦略を担当するスペシャリストから構成されています。

２．運用哲学

運用においては、デュレーション戦略、イールドカーブ戦略、通貨戦略といったトップ・ダウン戦略と、セクター戦略、銘柄選択等のボトム・アップ戦略を融合させより安定した超過収益の獲得を目指します。

（1）コア・アプローチ

ポートフォリオのトータル・リスクをベンチマーク並みにコントロールしつつ、安定した超過収益の獲得を目指します。

（2）ファンダメンタルズの重視

経済分析をベースとした長期的な価値を追求し、短期のタイミングに依存した運用の回避を目指します。

（3）複数の源泉から付加価値を獲得

「リスク・バジェット」を慎重に管理しつつ、グローバルに付加価値の獲得を目指します。

（4）最先端の定量分析ツール

最先端の定量分析ツールでリスクの測定とモニタリングを行います。

３．運用プロセス

・経済および政治の長期的な影響を分析するため、年に1回長期経済予測会議においてポートフォリオ全体としてのリスクの方向性を決定します。

・短期的な景気動向を分析するため、四半期毎に短期経済予測会議を開催し主要経済圏について経済成長率やインフレ率、短期的に市場に影響を及ぼすトレンド等についての分析と予測を行います。

・経済予測会議の終了後、インベストメントコミッティーにおいてポートフォリオ戦略会議を開催し、経済予測会議で形成されたトップ・ダウンの展望と債券市場の様々なセクターを担当しているスペシャリストからのボトム・アップ情報の両方を活用しつつ、コンセンサスに基づいて国別配分、通貨配分、デュレーション、イールドカーブ、セクター配分および信用分析を含むポートフォリオの構成とリスク特性のターゲットを決定し、投資テーマを策定します。

・各運用チームの戦略会議にてより詳細なモデルポートフォリオを構築します。

・個別銘柄選択に関しては、各セクター・スペシャリストからのボトム・アップ戦略とクレジット・アナリストのリサーチから、割高／割安分析、流動性等を勘案して決定します。

（4）【分配方針】

毎月12日（休業日の場合は翌営業日となります。）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ　分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

ロ　収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ハ　留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは計算期間中の基準価額の変動にかかわらず継続的な分配を目指します。このため、計算期間中の基準価額の上昇分を上回る分配を行う場合があります。分配金額は運用状況等により変動することがあります。

（5）【投資制限】

Ⅰ　ファンドの信託約款に基づく投資制限

イ　投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

ロ　投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。

ハ　外貨建資産への直接投資は行いません。

ニ　特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ホ　外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

ヘ　資金の借入れ

（イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

（ハ）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ニ）借入金の利息は信託財産中から支弁します。

Ⅱ　法令に基づく投資制限

イ　同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

ロ　デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕

（PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元））

形態	バミューダ籍外国投資信託（円建て）
主要運用対象	「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とします。
運用の基本方針	・「PIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）」受益証券を主要投資対象とし、トータルリターンの最大化を目指します。 ・米ドル建資産については、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行います。
ベンチマーク	なし
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
決算日	年１回、原則として毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
信託報酬	ありません。
成功報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、租税公課、借入費用など。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

（ご参考）前記の投資信託が投資対象とするPIMCOバミューダU.S.ハイイールド・ファンド（M）の概要

形態	バミューダ籍外国投資信託（ドル建て）
主要運用対象	・取得時において、Ｓ＆Ｐ社またはムーディーズ社の格付けがＢＢ／Ｂａ格～Ｂ格の債券（格付けが付与されていない場合は、投資顧問会社が当該格付けと同等の信用力を有すると判断した債券）を主要投資対象とします。 ・投資する債券などの種類は以下の通りです。 １．各国政府または政府の部局またはその他の政府系金融機関の発行する債券 ２．米国の発行体および米国以外の発行体の社債（新株予約権付社債および優先権付社債およびＣＰを含みます。） ３．モーゲージ証券およびアセット・バック証券 ４．政府または企業が発行するインフレ連動債券 ５．仕組債（ハイブリッド証券やインデックス証券およびローン・パーティシペーションを含みます。） ６．ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ７．譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 ８．現先取引および逆現先取引 ９．国際機関の発行する債券
運用の基本方針	ベンチマークを上回る投資成果を目指しつつ、トータルリターンの最大化を目指します。
ベンチマーク	BofAメリルリンチ米国ハイイールドＢＢ－Ｂ格インデックス（ドルベース）
投資制限	・通常、取得時において、Ｓ＆Ｐ社またはムーディーズ社の格付けがＢＢ／Ｂａ格以下の債券（格付けが付与されていない場合は、投資顧問会社が当該格付けと同等の信用力を有すると判断した債券）への投資は、ファンドの純資産総額の70％以上とします。 ・ファンドの平均格付けはＢ格以上を維持します。 ・ファンド全体のデュレーションは、ベンチマーク±２年の範囲でコントロールします。 ・１発行体への投資は、取得時においてファンドの３％を上限とします。ただし、国債・政府保証債などへの投資には制限を設けません。 ・ファンドは、その資産のすべてを派生商品への投資として、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、クレジット・デフォルト・スワップを含むスワップ取引、スワップション取引、スプレッドロック、キャップ／フロア取引などにも投資できます。 ・モーゲージ、アセット・バック関連デリバティブズには最大５％まで投資できます。 ・新興国市場へは最大10％まで投資できます。 ・転換社債、優先証券を除き株式への投資は行いません。 ・ファンドは、収益獲得のため、ポートフォリオ上保有する証券を金融商品取引業者やその他金融機関に貸し出すことができます。 ・流動性の乏しい証券（ファンドが証券を時価評価した金額とほぼ同額で、７日以内に処分され得ない証券をいいます。）への投資は、最大15％までとします。 ・ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、ファンドの純資産価額の100％を超えないものとします。 ・資金の借入れの合計金額がファンドの純資産価額の10％を超える借入残高が生じる借入れは行わないものとします。
決算日	年１回、原則として、毎年10月31日
分配方針	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行う方針です。
信託報酬	ありません。
成功報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、租税公課、借入費用など。
申込手数料	ありません。
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

（SMAM・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞）

（1）運用会社等

イ　委託会社　三井住友アセットマネジメント株式会社

ロ　受託会社　三井住友信託銀行株式会社

（2）投資方針等

イ　基本方針

マネーインカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保を目指します。また、市況動向によっては、円貨建の短期公社債および短期金融商品に直接投資を行うことがあります。

ロ　投資態度

主として、マザーファンドへの投資を通じて、実質的に以下の運用を行います。

（イ）主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

（ロ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ハ　主な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ロ）投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ハ）外貨建資産への投資は行いません。

（ニ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（3）その他

イ　信託報酬　　このファンドの信託財産の純資産総額に以下の率（信託報酬率）を乗じて得た額。なお、信託報酬率は月次で見直すものとし、各月の最終営業日の翌日から翌月の最終営業日までの信託報酬率は、当該各月の最終5営業日における無担保コール翌日物レート（年率）の平均値（当該平均率）に応じ、次に掲げる率とします。

当該平均率の水準	信託報酬率
当該平均値が0.25％未満	当該平均値に0.4を乗じた率（下限は0％）
当該平均値が0.25％以上0.50％未満	0.10％
当該平均値が0.50％以上1.00％未満	0.14％
当該平均値が1.00％以上	0.18％

（注）上記信託報酬率は税抜き。

ロ　申込手数料　　ありません。

ハ　信託財産留保額　　解約請求受付日の基準価額に対して0.01％

ニ　決算日　　年１回、原則として毎年４月13日

ホ　ベンチマーク　　ありません。

（ご参考）前記の投資信託が投資対象とするマネーインカム・マザーファンドの概要

（1）運用会社等

イ　委託会社　三井住友アセットマネジメント株式会社

ロ　受託会社　三井住友信託銀行株式会社

（2）投資方針等

イ　基本方針

円貨建の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象として、安定した収益の確保を目指します。

ロ　投資態度

（イ）主として、円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益の確保を目指します。

（ロ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ハ　主な投資制限

（イ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（ロ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の５％以下とします。

（ハ）外貨建資産への投資は行いません。

（ニ）同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10％以下とします。

（3）その他

イ　信託報酬	ありません。
ロ　申込手数料	ありません。
ハ　信託財産留保額	追加設定および一部解約を行う日の前営業日の基準価額に対して0.005％
ニ　決算日	年１回、原則として毎年４月13日
ホ　ベンチマーク	ありません。

３【投資リスク】

イ　ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。当ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。当ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、当ファンドの基準価額も上下します。基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。したがって、当ファンドは預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく、一定の投資成果を保証するものでもありません。また、当ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

当ファンドが有するリスク等（他の投資信託の組入れを通じた実質的なリスク等となります。）のうち主要なものは、以下の通りです。

（イ）債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落（金利が上昇）した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

（ロ）信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。

（ハ）派生商品リスク

各種派生商品（先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等）の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

（ニ）為替変動リスク

ファンドの投資対象である外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、中国元買いの為替取引を行うため、中国元の対円での為替変動の影響を受けます。為替相場が中国元に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、米ドル売り、中国元買いの為替取引が完全にできるとは限らないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、中国元の金利が米ドルの金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかります。

（ホ）カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

（ヘ）市場流動性リスク

ファンドの資金流出入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

（ト）為替取引に関する留意点

ファンドの投資対象である外国投資信託において為替取引を行う場合、直物為替先渡取引（ＮＤＦ）を利用する場合があります。ＮＤＦの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等の影響により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。したがって、実際の為替市場や金利市場の動向から想定される動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なることがあります。また、当該取引において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと）が生じる可能性があります。

（チ）換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

ロ　投資リスクの管理体制

リスク管理の実効性を高め、また、コンプライアンスの徹底を図るために、運用部門から独立した組織（リスク管理部および法務コンプライアンス部）を設置し、ファンドの投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる確認等を行っています。リスク管理部では、主に投資信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングを行います。また、法務コンプライアンス部では、主に法令・諸規則等の遵守状況についての確認等を行います。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価委員会、リスク管理委員会およびコンプライアンス委員会への報告が義務づけられています。

[参考情報]　パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーのリスク管理体制

実効性のある管理を行うためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行うことが不可欠であると考えています。すべてのポートフォリオとすべての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの３つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することによりシステムの信頼性を保っています。

（参考情報）投資リスクの定量的比較

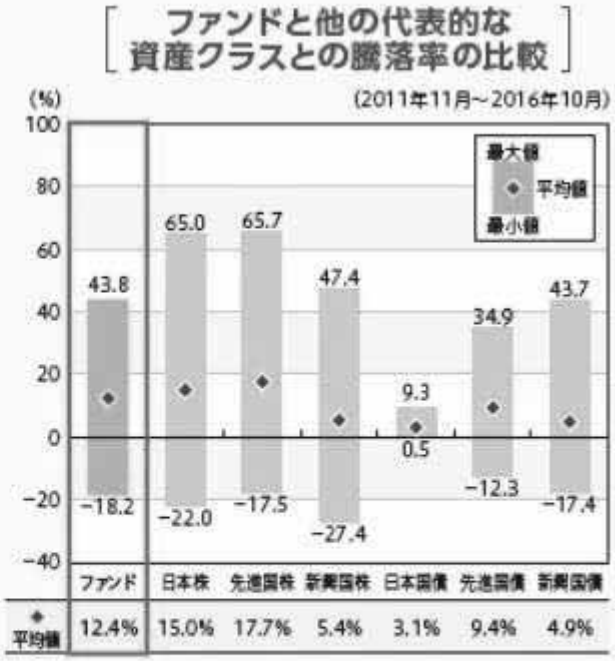

※左グラフは2011年11月～2016年10月の各月末におけるファンドの直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。右グラフは同期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額をもとに計算したものとは異なります。

※右グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

日 本 株…TOPIX(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)
日本国債…NOMURA−BPI(国債)
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしております。

「TOPIX(配当込み)」は、株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。

「MSCIコクサイインデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。

「MSCIエマージング・マーケット・インデックス(グロス配当込み、円ベース)」は、MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。

「NOMURA−BPI(国債)」は、野村證券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。

「シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス−エマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)」は、J.P.Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24％（税抜き3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。
申込手数料は販売会社によるファンドの募集・販売の取扱い事務等の対価です。
※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。
※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。
委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。
ただし、解約の際には、１口につき解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3％の率を乗じて得た信託財産留保額が差し引かれます。

（３）【信託報酬等】

<table>
<tr><td rowspan="7">ファンド</td><td colspan="3">純資産総額に年1.7496％（税抜き1.62％）の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。
信託報酬は、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。
信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
信託報酬の実質的配分は以下の通りです。
＜信託報酬の配分（税抜き）＞</td></tr>
<tr><td>支払先</td><td>料率</td><td>役務の内容</td></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>年0.88％</td><td>ファンド運用の指図等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>年0.7％</td><td>交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>年0.04％</td><td>ファンド財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr>
<tr><td colspan="3">※上記の各支払先の料率には別途消費税等相当額がかかります。
※委託会社の報酬には、当ファンドの運用に関する権限の一部の委託を受ける投資顧問会社の報酬（年0.6804％（税抜き0.63％））が含まれております。</td></tr>
<tr><td>投資対象とする投資信託</td><td colspan="3">●PIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）においては信託報酬はありません。
●ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞においては信託報酬がかかります。（組入評価額に対し最大年0.1944％（税抜き0.18％）程度）
※ただし、ファンドはPIMCO U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）を高位に組み入れるため、ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞の信託報酬がファンドの実質的な負担に与える影響はほぼありません。</td></tr>
<tr><td>実質的な負担</td><td colspan="3">ファンドの純資産総額に対して年1.7496％（税抜き1.62％）程度</td></tr>
</table>

（4）【その他の手数料等】

イ　信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、年1,879,200円（税抜き1,740,000円）を上限として、日割りした金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となることがあります。

ロ　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。

ハ　有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等（それらにかかる消費税等相当額を含みます。）は、信託財産中から支弁するものとします。

※　上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々の取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

※　上記（1）～（4）にかかる手数料等および他の投資信託（ファンド）の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

（5）【課税上の取扱い】

イ　個別元本について

（イ）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

（ロ）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

（ハ）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の（収益分配金の課税について）を参照。）

ロ　一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

ハ　収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

①収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

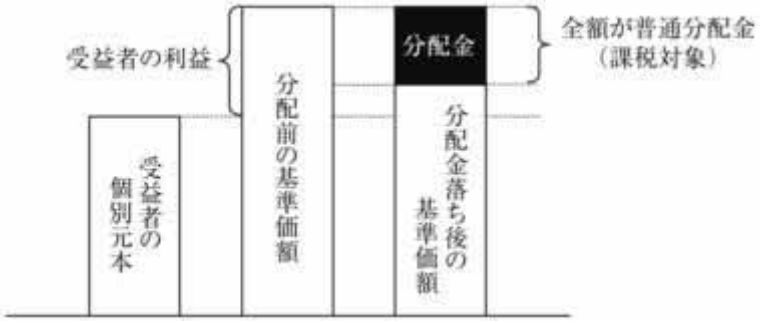

②収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

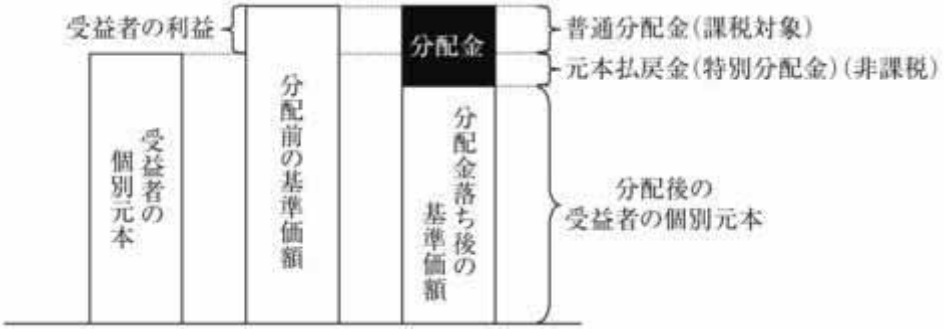

※上記①、②の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

ニ　個人、法人別の課税の取扱いについて

（イ）個人の受益者に対する課税

ｉ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315％（所得税15.315％および地方税５％）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ⅱ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315％（所得税15.315％および地方税５％）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等、他の上場株式等にかかる譲渡益および配当等との通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ただし、販売会社によっては当ファンドをＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡでの取扱い対象としない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、当ファンドは、平成29年4月12日で満期償還となるため、ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。
当ファンドは、配当控除の適用はありません。

※少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で、未成年者少額投資非課税制度「ジュニアＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で、新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が５年間非課税となります。ＮＩＳＡ、ジュニアＮＩＳＡのご利用には、販売会社での専用口座の開設等、一定の要件があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
なお、当ファンドは、平成29年4月12日で満期償還となるため、ＮＩＳＡおよびジュニアＮＩＳＡの非課税枠をご利用頂ける期間が短いことにご留意ください。
※当ファンドの外貨建資産割合および非株式割合
外貨建資産への直接投資は行いません。
非株式割合に関する制限はありません（約款規定なし）。

※上記「（５）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、平成28年10月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。
※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

平成28年10月31日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	バミューダ	289,902,522	97.10
	日本	7,055,803	2.36
	小計	296,958,325	99.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	1,595,469	0.53
合計(純資産総額)		298,553,794	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ　主要投資銘柄

平成28年10月31日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿単価（円）	帳簿価額（円）	評価額単価（円）	評価額（円）	投資比率（%）
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）	27,573	10,403	286,841,919	10,514	289,902,522	97.10
日本	投資信託受益証券	ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	6,996,335	1.0086	7,056,503	1.0085	7,055,803	2.36

以上が、当ファンドが保有する有価証券のすべてです。

ロ　種類別の投資比率

平成28年10月31日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	99.47
合計	99.47

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

年月日		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
特定1期	（平成22年10月12日）	4,511,021,495	4,627,285,956	9,245	9,485
特定2期	（平成23年 4月12日）	4,096,708,352	4,263,360,569	9,560	9,920
特定3期	（平成23年10月12日）	2,243,693,392	2,368,792,903	7,985	8,345
特定4期	（平成24年 4月12日）	1,532,184,529	1,609,654,185	8,881	9,241
特定5期	（平成24年10月12日）	1,024,299,136	1,074,830,632	8,728	9,088
特定6期	（平成25年 4月12日）	915,593,931	949,810,419	11,170	11,530
特定7期	（平成25年10月15日）	695,088,221	720,934,836	10,897	11,257
特定8期	（平成26年 4月14日）	623,106,178	659,786,576	10,960	11,600
特定9期	（平成26年10月14日）	558,582,577	599,772,625	10,847	11,627
特定10期	（平成27年 4月13日）	579,613,630	617,661,656	11,726	12,506
特定11期	（平成27年10月13日）	498,005,819	536,491,697	10,538	11,318
特定12期	（平成28年 4月12日）	349,488,588	382,994,884	8,805	9,585
特定13期	（平成28年10月12日）	297,668,514	313,392,526	8,348	8,768
	平成27年10月末日	497,406,123	—	10,679	—
	11月末日	481,143,897	—	10,334	—
	12月末日	423,645,962	—	9,754	—
	平成28年 1月末日	396,207,334	—	9,403	—
	2月末日	368,125,972	—	9,075	—
	3月末日	366,534,090	—	9,230	—
	4月末日	360,567,380	—	9,190	—
	5月末日	349,394,177	—	8,960	—
	6月末日	316,413,412	—	8,255	—
	7月末日	321,500,011	—	8,551	—
	8月末日	304,250,623	—	8,425	—
	9月末日	295,900,889	—	8,303	—
	10月末日	298,553,794	—	8,427	—

②【分配の推移】

	計算期間	1万口当たり分配金（円）
特定1期	平成22年 4月30日～平成22年10月12日	240
特定2期	平成22年10月13日～平成23年 4月12日	360
特定3期	平成23年 4月13日～平成23年10月12日	360
特定4期	平成23年10月13日～平成24年 4月12日	360
特定5期	平成24年 4月13日～平成24年10月12日	360
特定6期	平成24年10月13日～平成25年 4月12日	360
特定7期	平成25年 4月13日～平成25年10月15日	360
特定8期	平成25年10月16日～平成26年 4月14日	640
特定9期	平成26年 4月15日～平成26年10月14日	780
特定10期	平成26年10月15日～平成27年 4月13日	780
特定11期	平成27年 4月14日～平成27年10月13日	780
特定12期	平成27年10月14日～平成28年 4月12日	780
特定13期	平成28年 4月13日～平成28年10月12日	420

③【収益率の推移】

	収益率（%）
特定1期	△5.2
特定2期	7.3
特定3期	△12.7
特定4期	15.7
特定5期	2.3
特定6期	32.1
特定7期	0.8
特定8期	6.5
特定9期	6.1
特定10期	15.3
特定11期	△3.5
特定12期	△9.0
特定13期	△0.4

（注）収益率とは、特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額を前特定期間末基準価額で除したものをいいます。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数（口）	解約口数（口）
特定1期	4,955,315,359	75,933,884
特定2期	96,358,299	690,261,455
特定3期	18,743,743	1,494,215,038
特定4期	158,347,323	1,243,034,430
特定5期	3,994,298	555,670,536
特定6期	20,367,528	374,322,244
特定7期	38,027,745	219,829,694
特定8期	77,104,731	146,439,271
特定9期	38,483,097	92,086,944
特定10期	72,599,646	93,246,365
特定11期	90,221,685	111,954,285
特定12期	17,200,301	92,861,325
特定13期	13,318,684	53,660,944

（注）本邦外における設定および解約の実績はありません。

≪参考情報≫

基準日:2016年10月31日

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示しています。

基準価額・純資産の推移

※分配金再投資基準価額、基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。
※分配金再投資基準価額は、上記期間における分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算した価額です。

分配の推移

決算期	分配金
2016年10月	70円
2016年 9月	70円
2016年 8月	70円
2016年 7月	70円
2016年 6月	70円
直近1年間累計	1,200円
設定来累計	6,580円

※分配金は1万口当たり、税引前です。
※直近5計算期間を記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

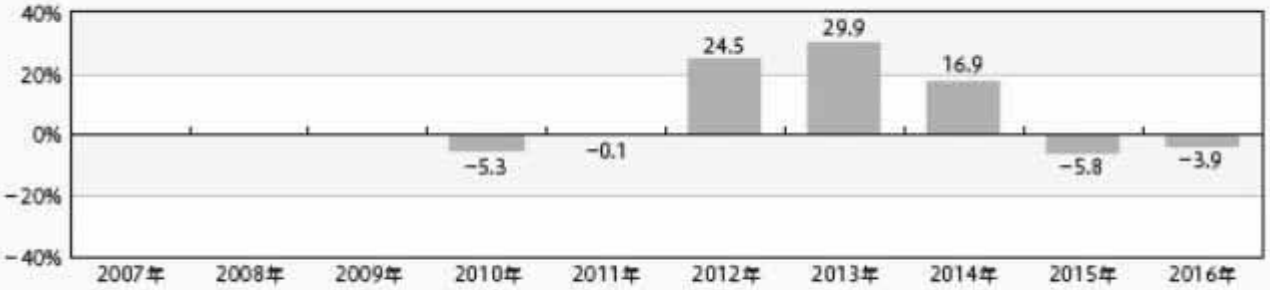

※ファンドの収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。ファンド購入時には購入手数料がかかる場合があります。また、換金時にも費用、税金などがかかる場合があります。したがって、ファンドの収益率は実際の投資家利回りとは異なります。
※2010年のファンドの収益率は、ファンドの設定日(2010年4月30日)から年末までの騰落率を表示しています。
※2016年のファンドの収益率は、年初から2016年10月31日までの騰落率を表示しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

イ　申込方法

（イ）ファンドの取得申込者は、お申込みを取り扱う販売会社に取引口座を開設の上、当ファンドの取得申込みを行っていただきます。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の２つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

（ロ）原則として午後３時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

（ハ）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

（ニ）申込不可日

上記にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、当ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ロ　申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ハ　申込手数料

原則として、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に、3.24％（税抜き3.0％）を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

※累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は無手数料となります。

※申込手数料に関する詳細は、お申込みの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ニ　申込単位

お申込単位の詳細は、取扱いの販売会社または委託会社にお問い合わせください。

ホ　照会先

申込手数料、申込単位の詳細についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

ヘ　申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

ト　払込期日

取得申込者は、申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、解約請求の受付けは行いません。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後３時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、解約請求受付日から起算して５営業日目からお支払いします。

一部解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（0.3%）を差し引いた価額となります。

一部解約価額は、委託会社の営業日において日々算出されますので、委託会社（電話：0120-88-2976）にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせします。

委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

イ　基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上１万口単位で表示される場合があります。）。

ロ　基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、「米ハイ元」として掲載されます。

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※	インターネット・ ホームページ・アドレス
三井住友アセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	http://www.smam-jp.com

※お問い合わせは、原則として営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。

（2）【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成22年４月30日から平成29年４月12日まで、もしくは下記「（5）その他 イ　信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

（4）【計算期間】

毎月13日から翌月12日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。なお、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

イ　信託の終了

（イ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、上記ａの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．上記ｂ～ｄまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記ｂ～ｄまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

（ロ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ハ）委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

（ニ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

ａ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。

ｂ．上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。

ｃ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ　収益分配金、償還金の支払い

（イ）収益分配金

ａ．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。分配対象額が少額の場合等には委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ｂ．分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ハ　信託約款の変更等

（イ）委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

（ロ）委託会社は、上記（イ）の事項（変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、当ファンドの知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(ハ) 上記（ロ）の書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います（書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。）。

(ホ) 上記（ロ）から（ニ）までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

ニ　反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

ホ　販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付け、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの）は、期間満了の３ヵ月前に当事者のいずれからも、何らの意思表示もない場合は、自動的に１年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

ヘ　委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

ト　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

チ　運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は６ヵ月（原則として４月、10月の各決算時までの期間）毎に、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページで閲覧できます。

4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ　分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ　償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日から起算して５営業日目まで）から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ　一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第２　管理及び運営　２　換金（解約）手続等」の記載をご参照ください。

ニ　書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約（監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。）または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行使することができます。

ホ　帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、特定13期（平成28年 4月13日から平成28年10月12日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月22日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　小 澤　陽 一　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンドの平成28年4月13日から平成28年10月12日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンドの平成28年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三井住友アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	特定12期 （平成28年 4月12日現在）	特定13期 （平成28年10月12日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	12,247,390	－
コール・ローン	－	6,931,360
投資信託受益証券	343,218,176	293,898,422
流動資産合計	355,465,566	300,829,782
資産合計	355,465,566	300,829,782
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	5,159,807	2,495,962
未払解約金	156,862	84,460
未払受託者報酬	12,617	10,526
未払委託者報酬	498,400	415,770
未払利息	－	16
その他未払費用	149,292	154,534
流動負債合計	5,976,978	3,161,268
負債合計	5,976,978	3,161,268
純資産の部		
元本等		
元本	396,908,284	356,566,024
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△47,419,696	△58,897,510
元本等合計	349,488,588	297,668,514
純資産合計	349,488,588	297,668,514
負債純資産合計	355,465,566	300,829,782

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	特定12期 自　平成27年10月14日 至　平成28年 4月12日	特定13期 自　平成28年 4月13日 至　平成28年10月12日
営業収益		
受取配当金	15,563,100	13,170,375
受取利息	340	－
有価証券売買等損益	△54,124,069	△11,053,179
営業収益合計	△38,560,629	2,117,196
営業費用		
支払利息	－	1,788
受託者報酬	90,846	70,174
委託者報酬	3,588,339	2,771,776
その他費用	922,824	928,502
営業費用合計	4,602,009	3,772,240
営業利益又は営業損失（△）	△43,162,638	△1,655,044
経常利益又は経常損失（△）	△43,162,638	△1,655,044
当期純利益又は当期純損失（△）	△43,162,638	△1,655,044
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	194,025	227,859
期首剰余金又は期首欠損金（△）	25,436,511	△47,419,696
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,317,865	7,867,784
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	4,887,367	7,867,784
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	430,498	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,311,113	1,738,683
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	725,521	－
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	585,592	1,738,683
分配金	33,506,296	15,724,012
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△47,419,696	△58,897,510

（３）【注記表】

（重要な会計方針の注記）

項　目	特定13期 自　平成28年 4月13日 至　平成28年10月12日
１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。
２.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	特定12期 （平成28年 4月12日現在）	特定13期 （平成28年10月12日現在）
１.　当特定期間の末日における受益権の総数	396,908,284口	356,566,024口
２.　「投資信託財産の計算に関する規則」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損　47,419,696円	元本の欠損　58,897,510円
３.　1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額　0.8805円 (10,000口当たりの純資産額　8,805円)	1口当たり純資産額　0.8348円 (10,000口当たりの純資産額　8,348円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項　目	特定12期 自　平成27年10月14日 至　平成28年 4月12日	特定13期 自　平成28年 4月13日 至　平成28年10月12日
1.委託者報酬	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,429,336円	委託者報酬に含まれる、信託財産の運用の指図にかかる権限の全部または一部を委託するために要する費用 1,101,149円
2.分配金の計算過程	（自　平成27年10月14日　至　平成27年11月12日） 第67計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,535,850円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,046,575円）、および分配準備積立金（81,751,758円）より、分配対象収益は85,334,183円（1万口当たり1,832.75円）であり、うち6,052,848円（1万口当たり130円）を分配金額としております。 （自　平成27年11月13日　至　平成27年12月14日） 第68計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,937,436円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（785,493円）、および分配準備積立金（78,724,800円）より、分配対象収益は81,447,729円（1万口当たり1,744.39円）であり、うち6,069,814円（1万口当たり130円）を分配金額としております。 （自　平成27年12月15日　至　平成28年 1月12日） 第69計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,874,923円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（475,143円）、および分配準備積立金（68,501,574円）より、分配対象収益は70,851,640円（1万口当たり1,661.04円）であり、うち5,545,107円（1万口当たり130円）を分配金額としております。 （自　平成28年 1月13日　至　平成28年 2月12日） 第70計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,785,563円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（345,108円）、および分配準備積立金（63,557,113円）より、分配対象収益は65,687,784円（1万口当たり1,574.53円）であり、うち5,423,453円（1万口当たり130円）を分配金額としております。 （自　平成28年 2月13日　至　平成28年 3月14日） 第71計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,334,200円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（825,733円）、および分配準備積立金（57,608,510円）より、分配対象収益は60,768,443円（1万口当たり1,503.22円）であり、うち5,255,267円（1万口当たり130円）を分配金額としております。	（自　平成28年 4月13日　至　平成28年 5月12日） 第73計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,040,994円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（278,673円）、および分配準備積立金（50,214,700円）より、分配対象収益は52,534,367円（1万口当たり1,338.42円）であり、うち2,747,548円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自　平成28年 5月13日　至　平成28年 6月13日） 第74計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,587,772円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,146,001円）、および分配準備積立金（47,607,074円）より、分配対象収益は50,340,847円（1万口当たり1,310.83円）であり、うち2,688,252円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自　平成28年 6月14日　至　平成28年 7月12日） 第75計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,644,938円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（252,101円）、および分配準備積立金（47,085,254円）より、分配対象収益は48,982,293円（1万口当たり1,284.17円）であり、うち2,669,989円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自　平成28年 7月13日　至　平成28年 8月12日） 第76計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,764,889円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（223,882円）、および分配準備積立金（44,914,018円）より、分配対象収益は46,902,789円（1万口当たり1,262.28円）であり、うち2,600,992円（1万口当たり70円）を分配金額としております。 （自　平成28年 8月13日　至　平成28年 9月12日） 第77計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,717,265円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（203,684円）、および分配準備積立金（42,768,458円）より、分配対象収益は44,689,407円（1万口当たり1,240.74円）であり、うち2,521,269円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

項　目	特定12期 自 平成27年10月14日 至 平成28年 4月12日	特定13期 自 平成28年 4月13日 至 平成28年10月12日
	（自 平成28年 3月15日　至 平成28年 4月12日） 第72計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,679,032円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（269,780円）、および分配準備積立金（54,257,518円）より、分配対象収益は56,206,330円（1万口当たり1,416.09円）であり、うち5,159,807円（1万口当たり130円）を分配金額としております。	（自 平成28年 9月13日　至 平成28年10月12日） 第78計算期間末における費用控除後の配当等収益（1,774,012円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（369,302円）、および分配準備積立金（41,389,201円）より、分配対象収益は43,532,515円（1万口当たり1,220.87円）であり、うち2,495,962円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	特定13期 自 平成28年 4月13日 至 平成28年10月12日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1）有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当特定期間については、投資信託受益証券を組み入れております。 2）デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3）コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 (2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。

項　目	特定13期 自 平成28年 4月13日 至 平成28年10月12日
	なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	特定13期 （平成28年10月12日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

特定12期（自 平成27年10月14日　至 平成28年 4月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	△16,473,428円
合計	△16,473,428円

特定13期（自 平成28年 4月13日　至 平成28年10月12日）

種　類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	2,012,129円
合計	2,012,129円

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

特定13期 自　平成28年 4月13日 至　平成28年10月12日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	特定12期 （平成28年 4月12日現在）	特定13期 （平成28年10月12日現在）
期首元本額	472,569,308円	396,908,284円
期中追加設定元本額	17,200,301円	13,318,684円
期中一部解約元本額	92,861,325円	53,660,944円

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）	27,573	286,841,919	
	ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	6,996,335	7,056,503	
合計		7,023,908	293,898,422	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンドは、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」および「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」はすべてこれらの投資信託の受益証券です。

「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」は、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ」のシェアクラスの１つであり、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ」の主要投資対象は、「PIMCOバミューダ U.S.ハイイールド・ファンド（M)」です。

以下に記載した状況は、監査の対象外です。

ＰＩＭＣＯ　Ｕ．Ｓ．ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ

PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡは、バミューダ籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

●資産・負債計算書(2015年10月31日現在)

（単位：千米ドル、ただし一口当たりを除く）

資産：	
投資有価証券(時価)	
有価証券に対する投資	158,648
関連ファンドに対する投資	1,099,085
金融デリバティブ商品	
OTC取引	88,761
現金	2
投資有価証券売却による未収入金	310
関連ファンド売却による未収入金	6,459
未収利息及び未収配当金	43
	1,353,308
負債：	
金融デリバティブ商品	
OTC取引	25,016
投資有価証券購入による未払金	12,820
関連ファンド購入による未払金	10,000
未払利息	40
カウンターパーティー預り金	55,746
ファンド持分一部解約による未払金	7,193
	110,815
純資産	1,242,493
投資有価証券(原価)	158,651
関連ファンドに対する投資(原価)	1,114,586
純資産：	
Jクラス(中国元)	3,900
Jクラス(メキシコペソ)	527
Yクラス(豪ドル)	152,418
Yクラス(ブラジルレアル)	1,084,529

Yクラス(メキシコペソ)	376
Yクラス(トルコリラ)	743
発行済口数：	
Jクラス(中国元)	38
Jクラス(メキシコペソ)	8
Yクラス(豪ドル)	2,724
Yクラス(ブラジルレアル)	48,829
Yクラス(メキシコペソ)	5
Yクラス(トルコリラ)	11
発行済み受益証券一口当たり純資産価額および買戻価額：	
Jクラス(中国元)	
(機能通貨建て：米ドル)	103.15
(NAV報告通貨建て：円)	12,447
Jクラス(メキシコペソ)	
(機能通貨建て：米ドル)	65.60
(NAV報告通貨建て：円)	7,916
Yクラス(豪ドル)	
(機能通貨建て：米ドル)	55.95
(NAV報告通貨建て：円)	6,752
Yクラス(ブラジルレアル)	
(機能通貨建て：米ドル)	22.21
(NAV報告通貨建て：円)	2,680
Yクラス(メキシコペソ)	
(機能通貨建て：米ドル)	74.76
(NAV報告通貨建て：円)	9,022
Yクラス(トルコリラ)	
(機能通貨建て：米ドル)	67.04
(NAV報告通貨建て：円)	8,090

●投資明細表(2015年10月31日現在)

種類			銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
投資有価証券	米財務省債務		U.S. Treasury Notes				
12.8%	6.3%		0.188% 期日 10/31/2017	USD	11,800	USD	11,805
			0.250% 期日 02/29/2016		19,300		19,307
			0.375% 期日 01/31/2016		800		801
			0.375% 期日 02/15/2016		24,200		24,217
			0.375% 期日 03/15/2016		22,500		22,517
			米財務省債務合計				78,647
			(原価：78,658米ドル)				
	短期証券	定期性預金	ANZ National Bank				
	6.5%	0.1%	0.030% 期日 11/02/2015		66		66
			Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.				
			0.005% 期日 11/02/2015	JPY	3,894		32
			0.030% 期日 11/02/2015	USD	37		37
			Brown Brothers Harriman & Co.				
			0.005% 期日 11/02/2015	JPY	30		0
			Citibank N.A.				
			0.030% 期日 11/02/2015	USD	117		117
			JPMorgan Chase & Co.				
			0.030% 期日 11/02/2015		156		156
			Nordea Bank AB				
			0.030% 期日 11/02/2015		37		37
			Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
			0.005% 期日 11/02/2015	JPY	1,422		12
			0.030% 期日 11/02/2015	USD	50		50
			Wells Fargo Bank				
			0.030% 期日 11/02/2015		55		55
							562
		米国短期国債	0.001% 期日 02/04/2016		6,055		6,053
		6.4%	0.030% 期日 03/03/2016		600		600
			0.050% 期日 01/07/2016		9,141		9,140
			0.125% 期日 02/11/2016		60,159		60,147
			0.140% 期日 01/28/2016		200		200
			0.181% 期日 02/18/2016		3,300		3,299
							79,439
			短期証券合計				80,001
			(原価：79,993米ドル)				
			投資有価証券合計				158,648
			(原価：158,651米ドル)				

種類		銘柄	枚数	時価 通貨	時価 (単位：千)
関連ファンドに対する投資	ミューチュアル・ファンド	PIMCOバミューダ U.S.ハイイールド・ファンド(M)	104,377	USD	1,099,085
88.5%	88.5%	(原価：1,114,586米ドル)			
		関連ファンドに対する投資合計			1,099,085
		(原価：1,114,586米ドル)			
		投資合計 101.3%			1,257,733
		(原価：1,273,237米ドル)			
		金融デリバティブ商品 (5.1%)			63,745
		(原価またはプレミアム、純額0米ドル)			
		その他の資産および負債(純額) (6.4%)			(78,985)
		純資産100.0%			1,242,493

ＰＩＭＣＯバミューダ　Ｕ．Ｓ．ハイイールド・ファンド（M）

PIMCOバミューダ U.S.ハイイールド・ファンド（M）は、バミューダ籍の外国投資信託で、現地での監査を受けております。

なお、以下の財務諸表は、入手しうる直近の現地監査済み財務諸表を委託会社において抜粋して翻訳したものです。

●資産・負債計算書(2015年10月31日現在)

（単位：千米ドル、ただし一口当たりを除く）

資産：	
投資有価証券(時価)	
有価証券に対する投資*	1,581,939
金融デリバティブ商品	
OTC取引	210
現金	1
カウンターパーティー預け金	2,669
外貨預金(時価)	86
投資有価証券売却による未収入金	2,749
ファンド持分追加設定による未収入金	10,037
未収利息および未収配当金	25,550
	1,623,241
負債：	
金融デリバティブ商品	
上場または中央清算機構	96
OTC取引	331
投資有価証券購入による未払金	3,132
未払利息	2
ファンド持分一部解約による未払金	11,305
	14,866
純資産	1,608,375
投資有価証券(原価)	1,641,049
保有外貨預金(原価)	148
*右のレポ取引を含む:	66,800
純資産：	1,608,375
発行済口数：	152,742
発行済み受益証券一口当たり純資産価額および買戻価額：	10.53

●投資明細表(2015年10月31日現在)

種類			銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
投資有価証券	銀行貸付金債権		Sequa Corp.				
98.4%	0.2%		5.250% 期日 06/19/2017	USD	3,899	USD	3,256
			銀行貸付金債権合計				3,256
			(原価：3,859米ドル)				
	社債券等	銀行および金融	AerCap Ireland Capital Ltd.				
	93.50%	8.6%	3.750% 期日 05/15/2019		2,000		2,029
			4.500% 期日 05/15/2021		5,000		5,150
			Alliance Data Systems Corp.				
			5.375% 期日 08/01/2022		2,208		2,247
			6.375% 期日 04/01/2020		2,250		2,332
			Ally Financial, Inc.				
			5.125% 期日 09/30/2024		2,500		2,644
			7.500% 期日 09/15/2020		6,500		7,605
			8.000% 期日 03/15/2020		4,031		4,777
			8.000% 期日 11/01/2031		1,179		1,444
			CBRE Services, Inc.				
			5.000% 期日 03/15/2023		2,000		2,034
			CIT Group, Inc.				
			5.000% 期日 08/15/2022		8,500		8,978
			5.000% 期日 08/01/2023		3,000		3,150
			5.250% 期日 03/15/2018		2,000		2,102
			5.500% 期日 02/15/2019		1,500		1,596
			Corrections Corporation of America				
			4.625% 期日 05/01/2023		2,500		2,469
			Countrywide Capital Ⅲ				
			8.050% 期日 06/15/2027		1,250		1,564
			Credit Agricole S.A.				
			6.625% 期日 09/23/2019		3,000		2,962
			7.875% 期日 01/23/2024		9,000		9,252
			Crown Castle International Corp.				
			5.250% 期日 01/15/2023		3,000		3,240
			ESH Hospitality, Inc.				
			5.250% 期日 05/01/2025		2,500		2,522
			Geo Group, Inc.				
			5.125% 期日 04/01/2023		1,500		1,477
			HUB International Ltd.				
			7.875% 期日 10/01/2021		2,000		2,000
			ILFC E-Capital Trust Ⅱ				
			6.250% 期日 12/21/2065		1,500		1,417
			International Lease Finance Corp.				
			5.875% 期日 08/15/2022		2,125		2,322
			6.250% 期日 05/15/2019		2,000		2,180
			iStar, Inc.				
			5.000% 期日 07/01/2019		3,500		3,439
			Jefferies Finance LLC				
			6.875% 期日 04/15/2022		2,000		1,890
			7.375% 期日 04/01/2020		2,250		2,216

種類		銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
		Lloyds Banking Group PLC				
		7.000% 期日 06/27/2019	GBP	1,877		2,979
		7.500% 期日 06/27/2024	USD	3,000		3,195
		7.625% 期日 06/27/2023	GBP	2,093		3,414
		Navient Corp.				
		4.875% 期日 06/17/2019	USD	3,250		3,152
		5.000% 期日 10/26/2020		3,000		2,816
		5.875% 期日 03/25/2021		1,500		1,425
		5.875% 期日 10/25/2024		3,000		2,689
		6.125% 期日 03/25/2024		3,500		3,172
		8.000% 期日 03/25/2020		1,500		1,594
		Nordea Bank AB				
		6.125% 期日 09/23/2024		2,000		1,982
		OneMain Financial Holdings, Inc.				
		6.750% 期日 12/15/2019		1,500		1,596
		7.250% 期日 12/15/2021		2,000		2,095
		PHH Corp.				
		6.375% 期日 08/15/2021		3,500		3,211
		Provident Funding Associates LP				
		6.750% 期日 06/15/2021		4,000		3,860
		Quicken Loans, Inc.				
		5.750% 期日 05/01/2025		3,500		3,487
		Royal Bank of Scotland Group PLC				
		7.500% 期日 08/10/2020		2,000		2,075
		Skandinaviska Enskilda Banken AB				
		5.750% 期日 05/13/2020		2,000		1,970
		Societe Generale S.A.				
		6.000% 期日 01/27/2020		3,000		2,858
		7.875% 期日 12/18/2023		2,000		2,011
		UBS Group AG				
		7.125% 期日 02/19/2020		1,500		1,568
		Virgin Media Secured Finance PLC				
		6.000% 期日 04/15/2021	GBP	900		1,474
						137,661
	産業	Accudyne Industries Borrower				
	75.0%	7.750% 期日 12/15/2020	USD	5,000	USD	4,363
		Activision Blizzard, Inc.				
		5.625% 期日 09/15/2021		1,500		1,590
		6.125% 期日 09/15/2023		3,750		4,092
		Actuant Corp.				
		5.625% 期日 06/15/2022		1,500		1,517
		ADT Corp.				
		3.500% 期日 07/15/2022		5,000		4,712
		4.125% 期日 06/15/2023		3,000		2,902
		4.875% 期日 07/15/2042		3,500		2,695
		6.250% 期日 10/15/2021		2,000		2,170
		AECOM				
		5.750% 期日 10/15/2022		1,750		1,827

種類	銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
	5.875% 期日 10/15/2024		1,375		1,425
	Aguila 3 S.A.				
	7.875% 期日 01/31/2018		7,000		7,184
	Air Medical Merger Sub Corp.				
	6.375% 期日 05/15/2023		2,500		2,287
	Albea Beauty Holdings S.A.				
	8.375% 期日 11/01/2019		3,000		3,169
	Alcoa, Inc.				
	5.125% 期日 10/01/2024		3,000		2,989
	Alere, Inc.				
	7.250% 期日 07/01/2018		2,000		2,092
	Aleris International, Inc.				
	7.625% 期日 02/15/2018		2,000		1,880
	7.875% 期日 11/01/2020		2,328		2,200
	Algeco Scotsman Global Finance PLC				
	8.500% 期日 10/15/2018		4,250		3,729
	Allegion US Holding Co., Inc.				
	5.750% 期日 10/01/2021		1,750		1,846
	Alphabet Holding Co., Inc.				
	7.750% 期日 11/01/2017		3,500		3,447
	Altice Financing S.A.				
	6.625% 期日 02/15/2023		7,500		7,537
	Altice Finco S.A.				
	7.625% 期日 02/15/2025		1,000		950
	Altice Luxembourg S.A.				
	7.750% 期日 05/15/2022		14,000		13,510
	AMC Networks, Inc.				
	4.750% 期日 12/15/2022		1,750		1,763
	7.750% 期日 07/15/2021		1,000		1,077
	American Builders & Contractors Supply Co., Inc.				
	5.625% 期日 04/15/2021		4,500		4,646
	Amsted Industries, Inc.				
	5.000% 期日 03/15/2022		2,500		2,537
	5.375% 期日 09/15/2024		1,750		1,737
	Anixter, Inc.				
	5.125% 期日 10/01/2021		1,500		1,541
	Antero Resources Corp.				
	5.375% 期日 11/01/2021		1,750		1,619
	5.625% 期日 06/01/2023		1,000		925
	6.000% 期日 12/01/2020		4,000		3,860
	Ardagh Packaging Finance PLC				
	7.000% 期日 11/15/2020		1,235		1,245
	Argos Merger Sub, Inc.				
	7.125% 期日 03/15/2023		6,000		6,330
	Ashland, Inc.				
	4.750% 期日 08/15/2022		3,250		3,264
	6.875% 期日 05/15/2043		4,000		3,880

種類	銘柄	額面金額 通貨 (単位：千)	時価 通貨 (単位：千)
	Associated Materials LLC		
	9.125% 期日 11/01/2017	4,000	3,210
	Axiall Corp.		
	4.875% 期日 05/15/2023	1,000	954
	B&G Foods, Inc.		
	4.625% 期日 06/01/2021	5,000	5,000
	Ball Corp.		
	5.250% 期日 07/01/2025	3,000	3,060
	Baytex Energy Corp.		
	5.125% 期日 06/01/2021	2,250	1,901
	5.625% 期日 06/01/2024	2,500	2,075
	Belden, Inc.		
	5.250% 期日 07/15/2024	1,500	1,410
	5.500% 期日 09/01/2022	2,500	2,487
	Blue Coat Holdings, Inc.		
	8.375% 期日 06/01/2023	1,250	1,300
	BMC Software Finance, Inc.		
	8.125% 期日 07/15/2021	5,000	3,887
	Boise Cascade Co.		
	6.375% 期日 11/01/2020	2,000	2,080
	Bombardier, Inc.		
	5.500% 期日 09/15/2018	3,000	2,827
	7.500% 期日 03/15/2025	4,000	3,130
	Boxer Parent Co., Inc.		
	9.000% 期日 10/15/2019	2,000	1,437
	Briggs & Stratton Corp.		
	6.875% 期日 12/15/2020	2,250	2,469
	Bristow Group, Inc.		
	6.250% 期日 10/15/2022	1,000	875
	Building Materials Corporation of America		
	5.375% 期日 11/15/2024	6,000	6,202
	6.000% 期日 10/15/2025	1,000	1,067
	Cablevision Systems Corp.		
	5.875% 期日 09/15/2022	3,250	2,706
	CalAtlantic Group, Inc.		
	5.375% 期日 10/01/2022	2,000	2,050
	6.625% 期日 05/01/2020	1,000	1,113
	California Resources Corp.		
	5.500% 期日 09/15/2021	5,750	3,982
	6.000% 期日 11/15/2024	3,000	2,051
	Capsugel S.A.		
	7.000% 期日 05/15/2019	5,000	5,047
	Carrizo Oil & Gas, Inc.		
	6.250% 期日 04/15/2023	2,000	1,912
	Cascades, Inc.		
	5.500% 期日 07/15/2022	2,250	2,197
	Case New Holland Industrial, Inc.		
	7.875% 期日 12/01/2017	1,500	1,629

種類	銘柄	額面金額		時価	
		通貨	(単位：千)	通貨	(単位：千)
	CCO Holdings LLC				
	5.125% 期日 02/15/2023		3,500		3,517
	5.125% 期日 05/01/2023		3,250		3,266
	5.250% 期日 09/30/2022		7,500		7,616
	5.375% 期日 05/01/2025		2,000		1,985
	5.750% 期日 09/01/2023		3,500		3,605
	5.875% 期日 05/01/2027		2,500		2,506
	6.625% 期日 01/31/2022		2,000		2,125
	Celanese US Holdings LLC				
	4.625% 期日 11/15/2022		2,500		2,522
	5.875% 期日 06/15/2021		1,000		1,080
	Cequel Communications Holdings ILLC				
	5.125% 期日 12/15/2021		5,000		4,822
	6.375% 期日 09/15/2020		3,000		3,015
	CHC Helicopter S.A.				
	9.250% 期日 10/15/2020		6,750		3,881
	Chemours Co.				
	6.625% 期日 05/15/2023		2,500		1,872
	7.000% 期日 05/15/2025		1,750		1,308
	Chesapeake Energy Corp.				
	4.875% 期日 04/15/2022		4,000		2,500
	5.750% 期日 03/15/2023		7,000		4,445
	7.250% 期日 12/15/2018		1,000		810
	Churchill Downs, Inc.				
	5.375% 期日 12/15/2021		2,000		2,060
	Clear Channel Worldwide Holdings, Inc.				
	6.500% 期日 11/15/2022		7,100		7,364
	7.625% 期日 03/15/2020		3,000		3,124
	Clearwater Paper Corp.				
	4.500% 期日 02/01/2023		2,500		2,400
	5.375% 期日 02/01/2025		3,000		2,977
	CNH Industrial Capital LLC				
	3.625% 期日 04/15/2018		3,000		3,022
	Coeur Mining, Inc.				
	7.875% 期日 02/01/2021		2,100		1,297
	Cogent Communications Group, Inc.				
	5.375% 期日 03/01/2022		2,500		2,475
	Columbus International, Inc.				
	7.375% 期日 03/30/2021		1,500		1,566
	CommScope Holding Co., Inc.				
	6.625% 期日 06/01/2020		1,500		1,566
	CommScope Technologies Finance LLC				
	6.000% 期日 06/15/2025		2,250		2,289
	CommScope, Inc.				
	5.000% 期日 06/15/2021		1,750		1,767
	5.500% 期日 06/15/2024		4,000		3,975
	Community Health Systems, Inc.				
	5.125% 期日 08/01/2021		2,250		2,334

種類	銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
	6.875% 期日 02/01/2022		5,000		5,062
	8.000% 期日 11/15/2019		1,500		1,567
	Concho Resources, Inc.				
	5.500% 期日 04/01/2023		2,000		2,020
	6.500% 期日 01/15/2022		5,000		5,206
	Concordia Healthcare Corp.				
	7.000% 期日 04/15/2023		3,000		2,625
	Consol Energy, Inc.				
	5.875% 期日 04/15/2022		3,000		1,912
	Constellation Brands, Inc.				
	4.250% 期日 05/01/2023		2,000		2,052
	7.250% 期日 05/15/2017		1,000		1,085
	Constellium NV				
	5.750% 期日 05/15/2024		3,000		2,175
	Continental Airlines 2005-ERJ1 Pass-Through Trust				
	9.798% 期日 04/01/2021		485		537
	ConvaTec Finance International S.A.				
	8.250% 期日 01/15/2019		7,500		7,509
	ConvaTec Healthcare E S.A.				
	10.500% 期日 12/15/2018		4,250		4,399
	Covanta Holding Corp.				
	7.250% 期日 12/01/2020		1,400		1,461
	Crimson Merger Sub, Inc.				
	6.625% 期日 05/15/2022		14,000		12,162
	Crown Americas LLC				
	4.500% 期日 01/15/2023		2,500		2,519
	CSC Holdings LLC				
	5.250% 期日 06/01/2024		3,500		3,087
	6.750% 期日 11/15/2021		4,000		3,892
	8.625% 期日 02/15/2019		2,500		2,662
	DaVita HealthCare Partners, Inc.				
	5.000% 期日 05/01/2025		5,000		4,976
	5.125% 期日 07/15/2024		5,000		5,084
	Dean Foods Co.				
	6.500% 期日 03/15/2023		2,000		2,115
	Dell, Inc.				
	5.875% 期日 06/15/2019		1,504		1,562
	Denbury Resources, Inc.				
	4.625% 期日 07/15/2023		5,000		3,362
	Digicel Group Ltd.				
	7.125% 期日 04/01/2022		4,000		3,320
	8.250% 期日 09/30/2020		2,000		1,780
	Digicel Ltd.				
	6.000% 期日 04/15/2021		6,000		5,430
	DISH DBS Corp.				
	5.000% 期日 03/15/2023		5,000		4,637
	5.125% 期日 05/01/2020		2,500		2,497

種類	銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
	5.875% 期日 07/15/2022		2,000		1,965
	5.875% 期日 11/15/2024		4,500		4,315
	7.875% 期日 09/01/2019		1,500		1,650
	DJO Finance LLC				
	10.750% 期日 04/15/2020		3,000		2,992
	DJO Finco, Inc.				
	8.125% 期日 06/15/2021		2,500		2,487
	Dollar Tree, Inc.				
	5.250% 期日 03/01/2020		1,000		1,047
	5.750% 期日 03/01/2023		3,000		3,176
	DR Horton, Inc.				
	4.375% 期日 09/15/2022		4,500		4,612
	DriveTime Automotive Group, Inc.				
	8.000% 期日 06/01/2021		3,000		2,805
	Eagle Spinco, Inc.				
	4.625% 期日 02/15/2021		8,250		8,064
	Endo Finance LLC				
	5.375% 期日 01/15/2023		7,500		7,393
	5.750% 期日 01/15/2022		2,000		1,965
	Endo Ltd.				
	6.000% 期日 07/15/2023		3,250		3,266
	6.000% 期日 02/01/2025		4,000		3,990
	Energizer Holdings, Inc.				
	5.500% 期日 06/15/2025		1,500		1,534
	Envision Healthcare Corp.				
	5.125% 期日 07/01/2022		4,000		3,900
	Era Group, Inc.				
	7.750% 期日 12/15/2022		2,250		2,092
	Fiat Chrysler Automobiles NV				
	5.250% 期日 04/15/2023		5,000		5,000
	First Data Corp.				
	6.750% 期日 11/01/2020		5,000		5,281
	7.000% 期日 12/01/2023		2,750		2,805
	8.250% 期日 01/15/2021		4,000		4,205
	First Quality Finance Co., Inc.				
	4.625% 期日 05/15/2021		5,000		4,662
	First Quantum Minerals Ltd.				
	6.750% 期日 02/15/2020		2,500		1,916
	7.000% 期日 02/15/2021		3,000		2,235
	7.250% 期日 05/15/2022		2,000		1,469
	FMG Resources August 2006 Pty Ltd.				
	6.875% 期日 04/01/2022		5,000		3,600
	8.250% 期日 11/01/2019		1,000		854
	FTS International, Inc.				
	6.250% 期日 05/01/2022		2,750		646
	Gardner Denver, Inc.				
	6.875% 期日 08/15/2021		14,000		12,180
	Gates Global LLC				

種類	銘柄	額面金額 通貨	(単位：千)	時価 通貨	(単位：千)
	6.000% 期日 07/15/2022		7,000		5,652
	General Cable Corp.				
	5.750% 期日 10/01/2022		3,000		2,602
	GLP Capital LP				
	5.375% 期日 11/01/2023		2,125		2,156
	Griffon Corp.				
	5.250% 期日 03/01/2022		2,500		2,466
	Grifols Worldwide Operations Ltd.				
	5.250% 期日 04/01/2022		5,000		5,187
	Gulfport Energy Corp.				
	6.625% 期日 05/01/2023		4,000		3,680
	7.750% 期日 11/01/2020		1,500		1,492
	H&E Equipment Services, Inc.				
	7.000% 期日 09/01/2022		2,250		2,295
	Halcon Resources Corp.				
	8.625% 期日 02/01/2020		1,500		1,299
	HCA Holdings, Inc.				
	6.250% 期日 02/15/2021		6,000		6,585
	HCA, Inc.				
	4.750% 期日 05/01/2023		3,000		3,082
	5.000% 期日 03/15/2024		2,000		2,065
	5.250% 期日 04/15/2025		2,000		2,077
	5.375% 期日 02/01/2025		1,750		1,802
	5.875% 期日 05/01/2023		7,000		7,455
	6.500% 期日 02/15/2020		2,000		2,242
	7.500% 期日 02/15/2022		5,500		6,352
	HD Supply, Inc.				
	5.250% 期日 12/15/2021		3,500		3,688
	7.500% 期日 07/15/2020		4,000		4,280
	11.500% 期日 07/15/2020		1,500		1,704
	Hearthside Group Holdings LLC				
	6.500% 期日 05/01/2022		4,000		3,840
	Hertz Corp.				
	5.875% 期日 10/15/2020		1,500		1,560
	6.250% 期日 10/15/2022		2,000		2,070
	7.375% 期日 01/15/2021		3,000		3,137
	Hexion, Inc.				
	6.625% 期日 04/15/2020		3,500		2,984
	8.875% 期日 02/01/2018		1,500		1,155
	Hilton Worldwide Finance LLC				
	5.625% 期日 10/15/2021		4,500		4,733
	Horizon Pharma Financing, Inc.				
	6.625% 期日 05/01/2023		2,500		2,175
	Hughes Satellite Systems Corp.				
	6.500% 期日 06/15/2019		2,000		2,209
	7.625% 期日 06/15/2021		2,000		2,187
	Huntsman International LLC				
	4.875% 期日 11/15/2020		3,500		3,310

種類	銘柄	額面金額 通貨	(単位：千)	時価 通貨	(単位：千)
	5.125% 期日 11/15/2022		3,000		2,798
	iHeartCommunications, Inc.				
	9.000% 期日 03/01/2021		5,000		4,131
	IHS, Inc.				
	5.000% 期日 11/01/2022		1,625		1,647
	Immucor, Inc.				
	11.125% 期日 08/15/2019		3,500		3,605
	IMS Health, Inc.				
	6.000% 期日 11/01/2020		2,000		2,075
	INEOS Group Holdings S.A.				
	6.125% 期日 08/15/2018		3,250		3,287
	Intelsat Jackson Holdings S.A.				
	5.500% 期日 08/01/2023		5,000		4,147
	6.625% 期日 12/15/2022		6,000		4,770
	7.250% 期日 10/15/2020		2,000		1,835
	7.500% 期日 04/01/2021		1,250		1,134
	Intelsat Luxembourg S.A.				
	7.750% 期日 06/01/2021		3,000		1,785
	8.125% 期日 06/01/2023		3,000		1,793
	Interactive Data Corp.				
	5.875% 期日 04/15/2019		5,750		5,887
	International Game Technology PLC				
	6.250% 期日 02/15/2022		4,000		3,920
	6.500% 期日 02/15/2025		2,250		2,126
	Interval Acquisition Corp.				
	5.625% 期日 04/15/2023		2,000		2,060
	Italics Merger Sub, Inc.				
	7.125% 期日 07/15/2023		500		497
	Jaguar Land Rover Automotive PLC				
	5.625% 期日 02/01/2023		3,000		3,101
	Jarden Corp.				
	5.000% 期日 11/15/2023		1,000		1,033
	JMC Steel Group, Inc.				
	8.250% 期日 03/15/2018		3,000		2,055
	KB Home				
	7.000% 期日 12/15/2021		2,750		2,798
	7.500% 期日 09/15/2022		2,000		2,060
	Kinetic Concepts, Inc.				
	10.500% 期日 11/01/2018		5,000		5,292
	KLX, Inc.				
	5.875% 期日 12/01/2022		5,000		5,128
	L Brands, Inc.				
	5.625% 期日 02/15/2022		1,000		1,090
	6.625% 期日 04/01/2021		3,000		3,413
	Land O'Lakes, Inc.				
	6.000% 期日 11/15/2022		2,250		2,424
	Laredo Petroleum, Inc.				
	6.250% 期日 03/15/2023		2,000		1,930

種類	銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
	7.375% 期日 05/01/2022		1,500		1,489
	Live Nation Entertainment, Inc.				
	7.000% 期日 09/01/2020		2,000		2,130
	LKQ Corp.				
	4.750% 期日 05/15/2023		4,500		4,444
	Mallinckrodt International Finance S.A.				
	4.750% 期日 04/15/2023		5,000		4,375
	5.750% 期日 08/01/2022		7,250		6,928
	Masonite International Corp.				
	5.625% 期日 03/15/2023		3,000		3,150
	Matador Resources Co.				
	6.875% 期日 04/15/2023		875		882
	MCE Finance Ltd.				
	5.000% 期日 02/15/2021		6,000		5,648
	MGM Resorts International				
	5.250% 期日 03/31/2020		3,000		3,075
	6.000% 期日 03/15/2023		5,000		5,088
	6.625% 期日 12/15/2021		7,500		8,044
	6.750% 期日 10/01/2020		5,500		5,885
	8.625% 期日 02/01/2019		2,000		2,270
	MPH Acquisition Holdings LLC				
	6.625% 期日 04/01/2022		2,000		2,045
	MSCI, Inc.				
	5.750% 期日 08/15/2025		1,625		1,718
	Murphy Oil USA, Inc.				
	6.000% 期日 08/15/2023		2,750		2,915
	NBTY, Inc.				
	9.000% 期日 10/01/2018		1,500		1,538
	NCR Corp.				
	4.625% 期日 02/15/2021		3,000		2,974
	5.000% 期日 07/15/2022		2,250		2,219
	6.375% 期日 12/15/2023		3,000		3,101
	Neptune Finco Corp.				
	6.625% 期日 10/15/2025		1,500		1,583
	NeuStar, Inc.				
	4.500% 期日 01/15/2023		1,000		865
	New Red Finance, Inc.				
	6.000% 期日 04/01/2022		5,000		5,244
	Nielsen Finance LLC				
	5.000% 期日 04/15/2022		5,000		5,100
	Nokia OYJ				
	5.375% 期日 05/15/2019		2,000		2,145
	Norbord, Inc.				
	6.250% 期日 04/15/2023		2,000		2,020
	Northern Blizzard Resources, Inc.				
	7.250% 期日 02/01/2022		1,668		1,376
	Novelis, Inc.				
	8.750% 期日 12/15/2020		6,000		6,045

種類	銘柄	額面金額		時価	
		通貨	(単位：千)	通貨	(単位：千)
	Numericable-SFR SAS				
	6.000% 期日 05/15/2022		6,000		6,030
	6.250% 期日 05/15/2024		10,000		10,025
	NXP BV				
	4.125% 期日 06/15/2020		1,500		1,534
	5.750% 期日 03/15/2023		4,250		4,484
	Oasis Petroleum, Inc.				
	6.500% 期日 11/01/2021		2,000		1,715
	6.875% 期日 03/15/2022		2,000		1,715
	6.875% 期日 01/15/2023		1,000		870
	Oshkosh Corp.				
	5.375% 期日 03/01/2025		1,250		1,263
	Outfront Media Capital LLC				
	5.250% 期日 02/15/2022		1,000		1,031
	5.625% 期日 02/15/2024		2,000		2,089
	5.875% 期日 03/15/2025		1,250		1,302
	Pactiv LLC				
	7.950% 期日 12/15/2025		2,000		1,945
	Perstorp Holding AB				
	8.750% 期日 05/15/2017		5,000		5,188
	Petco Animal Supplies, Inc.				
	9.250% 期日 12/01/2018		2,750		2,836
	PHI, Inc.				
	5.250% 期日 03/15/2019		1,000		890
	Pilgrim's Pride Corp.				
	5.750% 期日 03/15/2025		4,000		4,100
	Pinnacle Entertainment, Inc.				
	6.375% 期日 08/01/2021		2,000		2,140
	Pinnacle Foods Finance LLC				
	4.875% 期日 05/01/2021		5,000		5,050
	Pinnacle Operating Corp.				
	9.000% 期日 11/15/2020		1,250		1,216
	Plantronics, Inc.				
	5.500% 期日 05/31/2023		1,500		1,530
	Platform Specialty Products Corp.				
	6.500% 期日 02/01/2022		7,000		5,985
	Ply Gem Industries, Inc.				
	6.500% 期日 02/01/2022		4,000		3,915
	Post Holdings, Inc.				
	6.000% 期日 12/15/2022		3,050		3,077
	6.750% 期日 12/01/2021		2,000		2,075
	7.375% 期日 02/15/2022		5,000		5,287
	7.750% 期日 03/15/2024		1,500		1,601
	8.000% 期日 07/15/2025		1,000		1,088
	Precision Drilling Corp.				
	6.500% 期日 12/15/2021		3,000		2,625
	Prestige Brands, Inc.				
	5.375% 期日 12/15/2021		3,000		3,015

種類	銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
	PVH Corp.				
	4.500% 期日 12/15/2022		4,000		4,030
	Qualitytech LP				
	5.875% 期日 08/01/2022		4,000		4,125
	Quintiles Transnational Corp.				
	4.875% 期日 05/15/2023		2,000		2,066
	Range Resources Corp.				
	5.000% 期日 03/15/2023		5,000		4,463
	5.750% 期日 06/01/2021		2,000		1,880
	Regency Energy Partners LP				
	4.500% 期日 11/01/2023 $		2,500		2,298
	5.500% 期日 04/15/2023		3,000		2,924
	5.875% 期日 03/01/2022		2,500		2,571
	Reynolds Group Issuer, Inc.				
	5.750% 期日 10/15/2020		3,500		3,649
	8.250% 期日 02/15/2021		5,000		5,219
	Rice Energy, Inc.				
	6.250% 期日 05/01/2022		1,000		910
	7.250% 期日 05/01/2023		1,750		1,628
	Rite Aid Corp.				
	6.125% 期日 04/01/2023		5,000		5,406
	Rockies Express Pipeline LLC				
	6.000% 期日 01/15/2019		5,500		5,596
	Sabre GLBL, Inc.				
	5.375% 期日 04/15/2023		2,250		2,295
	Sally Holdings LLC				
	5.750% 期日 06/01/2022		1,500		1,590
	Sanchez Energy Corp.				
	6.125% 期日 01/15/2023		3,250		2,373
	SBA Communications Corp.				
	4.875% 期日 07/15/2022		5,000		5,131
	Schaeffler Finance BV				
	4.250% 期日 05/15/2021		5,000		5,050
	4.750% 期日 05/15/2021		4,000		4,090
	4.750% 期日 05/15/2023		2,000		2,025
	Schaeffler Holding Finance BV				
	6.250% 期日 11/15/2019		1,000		1,059
	6.750% 期日 11/15/2022		5,000		5,488
	6.875% 期日 08/15/2018		3,250		3,372
	Scientific Games International, Inc.				
	7.000% 期日 01/01/2022		2,000		2,020
	10.000% 期日 12/01/2022		3,000		2,670
	Scotts Miracle-Gro Co.				
	6.000% 期日 10/15/2023		1,875		1,983
	6.625% 期日 12/15/2020		1,000		1,035
	Sealed Air Corp.				
	5.125% 期日 12/01/2024		1,000		1,033
	5.250% 期日 04/01/2023		2,000		2,100

種類	銘柄	額面金額 通貨	(単位：千)	時価 通貨	(単位：千)
	5.500% 期日 09/15/2025		2,000		2,115
	6.500% 期日 12/01/2020		1,500		1,684
	Sensata Technologies BV				
	4.875% 期日 10/15/2023		1,000		983
	5.000% 期日 10/01/2025		3,000		2,936
	5.625% 期日 11/01/2024		3,000		3,064
	ServiceMaster Co. LLC				
	7.450% 期日 08/15/2027		1,000		1,028
	Seventy Seven Energy, Inc.				
	6.500% 期日 07/15/2022		2,000		615
	Signode Industrial Group Lux S.A.				
	6.375% 期日 05/01/2022		4,000		3,770
	Sinclair Television Group, Inc.				
	5.375% 期日 04/01/2021		2,000		2,013
	6.125% 期日 10/01/2022		1,700		1,755
	Sirius XM Radio, Inc.				
	5.375% 期日 04/15/2025		4,000		4,105
	Smithfield Foods, Inc.				
	5.875% 期日 08/01/2021		2,000		2,105
	6.625% 期日 08/15/2022		5,000		5,369
	7.750% 期日 07/01/2017		2,250		2,441
	SoftBank Group Corp.				
	4.500% 期日 04/15/2020		4,000		3,974
	Spectrum Brands, Inc.				
	5.750% 期日 07/15/2025		2,000		2,143
	6.125% 期日 12/15/2024		2,250		2,436
	6.625% 期日 11/15/2022		5,000		5,488
	Springs Industries, Inc.				
	6.250% 期日 06/01/2021		3,900		3,900
	SPX FLOW, Inc.				
	6.875% 期日 09/01/2017		1,500		1,598
	Starz LLC				
	5.000% 期日 09/15/2019		1,500		1,538
	Steel Dynamics, Inc.				
	5.250% 期日 04/15/2023		3,750		3,666
	6.375% 期日 08/15/2022		1,000		1,033
	Studio City Finance Ltd.				
	8.500% 期日 12/01/2020		3,250		3,307
	Suburban Propane Partners LP				
	7.375% 期日 08/01/2021		579		611
	Sun Products Corp.				
	7.750% 期日 03/15/2021		2,000		1,885
	SunGard Data Systems, Inc.				
	6.625% 期日 11/01/2019		2,000		2,078
	7.375% 期日 11/15/2018		982		1,008
	7.625% 期日 11/15/2020		3,000		3,139
	Syniverse Holdings, Inc.				
	9.125% 期日 01/15/2019		3,500		2,949

種類	銘柄	額面金額		時価	
		通貨	(単位：千)	通貨	(単位：千)
	Teleflex, Inc.				
	5.250% 期日 06/15/2024		1,000		1,028
	Tempur Sealy International, Inc.				
	5.625% 期日 10/15/2023		1,750		1,842
	6.875% 期日 12/15/2020		1,500		1,613
	Tenet Healthcare Corp.				
	4.500% 期日 04/01/2021		5,000		5,025
	5.000% 期日 03/01/2019		3,500		3,439
	6.750% 期日 06/15/2023		4,000		3,990
	8.125% 期日 04/01/2022		5,000		5,313
	Terex Corp.				
	6.000% 期日 05/15/2021		3,150		3,135
	Tesoro Logistics LP				
	5.875% 期日 10/01/2020		783		818
	6.250% 期日 10/15/2022		4,000		4,180
	Time, Inc.				
	5.750% 期日 04/15/2022		2,000		2,005
	T-Mobile USA, Inc.				
	6.250% 期日 04/01/2021		3,500		3,622
	6.375% 期日 03/01/2025		2,500		2,519
	6.625% 期日 04/01/2023		5,000		5,120
	6.731% 期日 04/28/2022		5,000		5,175
	6.836% 期日 04/28/2023		2,000		2,070
	TransDigm, Inc.				
	5.500% 期日 10/15/2020		2,500		2,519
	6.000% 期日 07/15/2022		4,000		4,060
	6.500% 期日 07/15/2024		5,000		5,113
	TreeHouse Foods, Inc.				
	4.875% 期日 03/15/2022		3,000		2,910
	Tribune Media Co.				
	5.875% 期日 07/15/2022		5,000		5,150
	Trinseo Materials Operating S.C.A.				
	6.750% 期日 05/01/2022		1,500		1,508
	Triumph Group, Inc.				
	4.875% 期日 04/01/2021		2,500		2,244
	Tronox Finance LLC				
	6.375% 期日 08/15/2020		1,500		1,076
	7.500% 期日 03/15/2022		4,000		2,840
	Tullow Oil PLC				
	6.250% 期日 04/15/2022		5,000		3,790
	United Rentals North America, Inc.				
	5.500% 期日 07/15/2025		4,000		4,005
	6.125% 期日 06/15/2023		2,000		2,097
	Unitymedia GmbH				
	6.125% 期日 01/15/2025		2,000		2,055
	Unitymedia Hessen GmbH & Co. KG				
	5.000% 期日 01/15/2025		1,000		999
	5.500% 期日 01/15/2023		5,500		5,674

種類	銘柄	額面金額		時価	
		通貨	(単位：千)	通貨	(単位：千)
	Univision Communications, Inc.				
	5.125% 期日 05/15/2023		5,000		4,975
	5.125% 期日 02/15/2025		7,000		6,895
	6.750% 期日 09/15/2022		3,044		3,227
	UPCB Finance Ⅳ Ltd.				
	5.375% 期日 01/15/2025		6,000		6,038
	UPCB Finance Ⅵ Ltd.				
	6.875% 期日 01/15/2022		2,700		2,865
	USG Corp.				
	5.500% 期日 03/01/2025		5,000		5,163
	Valeant Pharmaceuticals International				
	6.375% 期日 10/15/2020		2,000		1,800
	6.750% 期日 08/15/2021		3,000		2,685
	7.250% 期日 07/15/2022		3,375		3,021
	Valeant Pharmaceuticals International, Inc.				
	5.500% 期日 03/01/2023		3,000		2,535
	5.625% 期日 12/01/2021		4,000		3,490
	5.875% 期日 05/15/2023		5,000		4,234
	6.125% 期日 04/15/2025		5,500		4,654
	7.500% 期日 07/15/2021		4,000		3,670
	VeriSign, Inc.				
	4.625% 期日 05/01/2023		2,500		2,517
	5.250% 期日 04/01/2025		1,250		1,278
	Videotron Ltd.				
	5.375% 期日 06/15/2024		5,000		5,150
	VWR Funding, Inc.				
	4.625% 期日 04/15/2022	EUR	2,500		2,657
	Whiting Petroleum Corp.				
	5.000% 期日 03/15/2019	USD	1,000		955
	5.750% 期日 03/15/2021		4,000		3,735
	6.250% 期日 04/01/2023		2,000		1,870
	Wind Acquisition Finance S.A.				
	4.750% 期日 07/15/2020		4,000		4,080
	7.375% 期日 04/23/2021		5,500		5,555
	Windstream Services LLC				
	7.750% 期日 10/15/2020		2,000		1,808
	7.750% 期日 10/01/2021		1,000		865
	Wolverine World Wide, Inc.				
	6.125% 期日 10/15/2020		1,500		1,583
	WPX Energy, Inc.				
	5.250% 期日 09/15/2024		2,000		1,670
	7.500% 期日 08/01/2020		1,000		940
	8.250% 期日 08/01/2023		1,625		1,532
	WR Grace & Co.-Conn				
	5.125% 期日 10/01/2021		2,000		2,085
	5.625% 期日 10/01/2024		1,500		1,554
	Wynn Las Vegas LLC				

種類		銘柄	額面金額 通貨	(単位：千)	時価 通貨	(単位：千)
		4.250% 期日 05/30/2023		5,000		4,469
		5.500% 期日 03/01/2025		2,000		1,885
		Wynn Macau Ltd.				
		5.250% 期日 10/15/2021		5,000		4,600
		XPO Logistics, Inc.				
		6.500% 期日 06/15/2022		5,000		4,481
		7.875% 期日 09/01/2019		3,000		3,030
		ZF North America Capital, Inc.				
		4.750% 期日 04/29/2025		5,500		5,418
						1,206,464
	公共事業	AES Corp.				
	9.9%	4.875% 期日 05/15/2023		1,000		932
		7.375% 期日 07/01/2021		5,125		5,484
		Calpine Corp.				
		5.375% 期日 01/15/2023		4,000		3,845
		5.750% 期日 01/15/2025		5,000		4,756
		7.875% 期日 01/15/2023		3,142		3,389
		Dynegy, Inc.				
		6.750% 期日 11/01/2019		4,000		4,010
		7.375% 期日 11/01/2022		2,750		2,771
		7.625% 期日 11/01/2024		3,500		3,526
		EP Energy LLC				
		9.375% 期日 05/01/2020		2,000		1,750
		Frontier Communications Corp.				
		6.875% 期日 01/15/2025		2,500		2,170
		7.125% 期日 03/15/2019		5,000		5,099
		10.500% 期日 09/15/2022		625		650
		11.000% 期日 09/15/2025		2,000		2,101
		Genesis Energy LP				
		5.750% 期日 02/15/2021		4,000		3,760
		6.000% 期日 05/15/2023		2,000		1,830
		MarkWest Energy Partners LP				
		4.500% 期日 07/15/2023		4,000		3,770
		4.875% 期日 06/01/2025		1,500		1,406
		5.500% 期日 02/15/2023		1,000		990
		Northwestern Bell Telephone				
		7.750% 期日 05/01/2030		700		773
		NRG Energy, Inc.				
		6.250% 期日 07/15/2022		5,750		5,319
		6.625% 期日 03/15/2023		5,750		5,376
		7.625% 期日 01/15/2018		2,000		2,100
		7.875% 期日 05/15/2021		4,000		4,000
		NRG Yield Operating LLC				
		5.375% 期日 08/15/2024		2,750		2,530
		NSG Holdings LLC				
		7.750% 期日 12/15/2025		802		891
		PBF Logistics LP				
		6.875% 期日 05/15/2023		750		701

種類		銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
		Red Oak Power LLC				
		8.540% 期日 11/30/2019		1,232		1,294
		Rose Rock Midstream LP				
		5.625% 期日 11/15/2023		750		641
		Sabine Pass Liquefaction LLC				
		5.625% 期日 02/01/2021		1,250		1,247
		5.625% 期日 04/15/2023		4,250		4,157
		5.750% 期日 05/15/2024		10,250		9,943
		Sprint Capital Corp.				
		6.875% 期日 11/15/2028		5,500		4,579
		6.900% 期日 05/01/2019		2,000		1,925
		8.750% 期日 03/15/2032		5,000		4,513
		Sprint Communications, Inc.				
		6.000% 期日 11/15/2022		12,500		10,712
		Sprint Corp.				
		7.125% 期日 06/15/2024		10,000		8,806
		7.250% 期日 09/15/2021		1,500		1,382
		7.625% 期日 02/15/2025		2,000		1,780
		7.875% 期日 09/15/2023		5,000		4,638
		Talen Energy Supply LLC				
		4.625% 期日 07/15/2019		5,000		4,599
		6.500% 期日 06/01/2025		2,500		2,222
		Targa Resources Partners LP				
		4.250% 期日 11/15/2023		4,750		4,180
		5.250% 期日 05/01/2023		3,150		2,945
		6.375% 期日 08/01/2022		938		915
		6.625% 期日 10/01/2020		2,000		1,995
		Tenaska Alabama Partners LP				
		7.000% 期日 06/30/2021		1,605		1,677
		TerraForm Power Operating LLC				
		5.875% 期日 02/01/2023		4,125		3,826
		Virgin Media Finance PLC				
		5.750% 期日 01/15/2025		4,000		3,940
		6.000% 期日 10/15/2024		1,000		1,011
		6.375% 期日 04/15/2023		3,000		3,101
						159,957
		社債券等合計				1,504,082
		(原価：1,562,609米ドル)				
モーゲージ証券		Deutsche Alternative-A Securities, Inc. Mortgage Loan Trust				
0.0%		5.500% 期日 12/25/2035		102		86
		モーゲージ証券合計				86
		(原価：68米ドル)				
短期金融商品	コマーシャルペーパー	Fannie Mae				
4.7%	0.3%	0.260% 期日 02/10/2016		2,900		2,899
		Freddie Mac				
		0.230% 期日 01/12/2016		1,200		1,200

種類	銘柄	額面金額 通貨	額面金額 (単位：千)	時価 通貨	時価 (単位：千)
					4,099
レポ取引					
4.2%					66,800
定期性預金	ANZ National Bank				
0.1%	0.030% 期日 11/02/2015		177		177
	0.080% 期日 11/02/2015	GBP	11		18
	Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd.				
	0.005% 期日 11/02/2015	JPY	4		0
	0.030% 期日 11/02/2015	USD	99		99
	Brown Brothers Harriman & Co.				
	(1.000%) 期日 11/02/2015	CHF	0		1
	Citibank N.A.				
	0.030% 期日 11/02/2015	USD	314		314
	DnB NORBank ASA				
	(0.237%) 期日 11/02/2015	EUR	50		55
	HSBC Bank				
	0.080% 期日 11/02/2015	GBP	10		15
	JPMorgan Chase & Co.				
	0.030% 期日 11/02/2015	USD	418		418
	Nordea Bank AB				
	(0.237%) 期日 11/02/2015	EUR	3		3
	0.030% 期日 11/02/2015	USD	101		101
	Sumitomo Mitsui Banking Corp.				
	(0.237%) 期日 11/02/2015	EUR	12		13
	0.005% 期日 11/02/2015	JPY	2		0
	0.030% 期日 11/02/2015	USD	136		136
	0.080% 期日 11/02/2015	GBP	6		10
	Wells Fargo Bank				
	0.030% 期日 11/02/2015	USD	147		147
					1,507
米財務省短期国債	0.108% 期日 01/07/2016		835		835
0.1%	0.141% 期日 01/28/2016		261		261
	0.148% 期日 01/14/2016		1,014		1,013
					2,109
	短期金融商品合計				74,515
	(原価：74,513米ドル)				
	投資有価証券合計 98.4%				1,581,939
	(原価：1,641,049米ドル)				
	金融デリバティブ商品 (0.0%)				(217)
	(原価またはプレミアム、純額 0米ドル)				
	その他の資産および負債 (純額) 1.6%				26,653
	純資産 100.0%				1,608,375

ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞

貸借対照表

（単位：円）

	（平成28年 4月11日現在）	（平成28年10月11日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	－	987
親投資信託受益証券	437,498,721	459,025,492
流動資産合計	437,498,721	459,026,479
資産合計	437,498,721	459,026,479
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,983	－
未払委託者報酬	44,887	－
流動負債合計	49,870	－
負債合計	49,870	－
純資産の部		
元本等		
元本	433,581,490	455,102,781
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	3,867,361	3,923,698
元本等合計	437,448,851	459,026,479
純資産合計	437,448,851	459,026,479
負債純資産合計	437,498,721	459,026,479

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 平成28年 4月14日 至 平成28年10月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（平成28年 4月11日現在）	（平成28年10月11日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	433,581,490口	455,102,781口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0089円 (10,000口当たりの純資産額 10,089円)	1口当たり純資産額 1.0086円 (10,000口当たりの純資産額 10,086円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 平成28年 4月14日 至 平成28年10月11日
1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、親投資信託受益証券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

項　目	自 平成28年 4月14日 至 平成28年10月11日
	(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（平成28年10月11日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　平成28年 4月14日 至　平成28年10月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

項　目	（平成28年 4月11日現在）	（平成28年10月11日現在）
期首元本額	387,243,990円	433,581,490円
期中追加設定元本額	74,264,660円	30,394,403円
期中一部解約元本額	27,927,160円	8,873,112円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式
該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	マネーインカム・マザーファンド	453,537,686	459,025,492	
合計		453,537,686	459,025,492	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

マネーインカム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	（平成28年 4月11日現在）	（平成28年10月11日現在）
資産の部		
流動資産		
金銭信託	473,303,536	－
コール・ローン	－	441,428,404
国債証券	432,419,800	－
特殊債券	405,547,000	908,430,000
未収利息	2,484,965	1,623,152
前払費用	－	489,315
流動資産合計	1,313,755,301	1,351,970,871
資産合計	1,313,755,301	1,351,970,871
負債の部		
流動負債		
未払利息	－	1,088
その他未払費用	－	9,059
流動負債合計	－	10,147
負債合計	－	10,147
純資産の部		
元本等		
元本	1,297,713,270	1,335,853,207
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	16,042,031	16,107,517
元本等合計	1,313,755,301	1,351,960,724
純資産合計	1,313,755,301	1,351,960,724
負債純資産合計	1,313,755,301	1,351,970,871

注記表

（重要な会計方針の注記）

項　目	自 平成28年 4月14日 至 平成28年10月11日
有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項　目	（平成28年 4月11日現在）	（平成28年10月11日現在）
1．当計算期間の末日における受益権の総数	1,297,713,270口	1,335,853,207口
2．1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0124円 (10,000口当たりの純資産額 10,124円)	1口当たり純資産額 1.0121円 (10,000口当たりの純資産額 10,121円)

（金融商品に関する注記）

Ⅰ．金融商品の状況に関する事項

項　目	自 平成28年 4月14日 至 平成28年10月11日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、当ファンドの信託約款に従い、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	(1)金融商品の内容 1) 有価証券 当ファンドが投資対象とする有価証券は、信託約款で定められており、当計算期間については、特殊債券を組み入れております。 2) デリバティブ取引 当ファンドが行うことのできるデリバティブ取引は、信託約款に基づいております。デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資すること、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクの回避を目的としております。 3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等

項　目	自 平成28年 4月14日 至 平成28年10月11日
	(2)金融商品に係るリスク 有価証券およびデリバティブ取引等 当ファンドが保有する金融商品にかかる主なリスクとしては、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクがあります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	リスク管理の実効性を高め、またコンプライアンスの徹底を図るために運用部門から独立した組織を設置し、投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況にかかる、信託約款・社内ルール等において定める各種投資制限・リスク指標のモニタリングおよびファンドの運用パフォーマンスの測定・分析・評価についての確認等を行っています。投資リスクや法令・諸規則等の遵守状況等にかかる確認結果等については、運用評価、リスク管理およびコンプライアンスに関する委員会をそれぞれ設け、報告が義務づけられています。 また、とりわけ、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクの管理体制については、各種リスクごとに管理項目、測定項目、上下限値、管理レベルおよび頻度等を定めて当該リスクの管理を実施しております。当該リスクを管理する部署では、原則として速やかに是正・修正等を行う必要がある状況の場合は、関連する運用グループに是正勧告あるいは報告が行われ、当該関連運用グループは、必要な対処の実施あるいは対処方針の決定を行います。その後、当該関連運用グループの対処の実施や対処方針の決定等に関し、必要に応じてリスク管理を行う部署が当該部署の担当役員、当該関連運用グループの担当役員およびリスク管理委員会へ報告を行う体制となっております。 なお、他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）を組入れる場合には、当該外部ファンドの運用会社にかかる経営の健全性、運用もしくはリスク管理の適切性も含め、外部ファンドの適格性等に関して、運用委託先を管理する部会にて、定期的に審議する体制となっております。加えて、外部ファンドの組入れは、原則として、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上選定するものとし、また、定性・定量面における評価を継続的に実施し、投資対象としての適格性を判断しております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引にかかる市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ．金融商品の時価等に関する事項

項　目	（平成28年10月11日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券（特殊債券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。 (2) 派生商品評価勘定（デリバティブ取引） デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。 (3) コール・ローン、未収入金、未払金等の金銭債権および金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自　平成28年　4月14日 至　平成28年10月11日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

（平成28年　4月11日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,480,579,600円
同期中における追加設定元本額	716,188,470円
同期中における一部解約元本額	899,054,800円
平成28年　4月11日現在における元本の内訳	
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	33,438,876円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０	28,312,486円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５	8,934,284円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０	9,209,457円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	5,723,760円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	3,286,242円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	6,937,555円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	432,140,183円
ＳＭＡＭ・バランス先物ファンドＶＡ２０＜適格機関投資家限定＞	485,731,667円
ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	283,602,248円
合計	1,297,713,270円

（平成28年10月11日現在）	
開示対象ファンドの	
期首における当該親投資信託の元本額	1,290,985,957円
同期中における追加設定元本額	263,857,550円
同期中における一部解約元本額	218,990,300円
平成28年10月11日現在における元本の内訳	
ＳＭＡＭ・グローバルバランスファンド（機動的資産配分型）	102,588,687円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２０	39,108,981円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０２５	16,885,927円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３０	9,683,673円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０３５	6,711,630円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４０	3,592,502円
スミセイ・ＤＣターゲットイヤーファンド２０４５	8,211,962円
米国小型ハイクオリティファンド（毎月決算型）	99,128円
米国小型ハイクオリティファンド（資産成長型）	297,384円
ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞	453,537,686円
ＳＭＡＭ・バランス先物ファンドＶＡ２０＜適格機関投資家限定＞	505,489,633円
ＳＭＡＭ・ＦＧマネーファンドＶＡ＜適格機関投資家限定＞	189,646,014円
合計	1,335,853,207円

附属明細表

①有価証券明細表

(a)株式

該当事項はありません。

(b)株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘　　柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	第１６回政府保証日本政策投資銀行債券	200,000,000	201,416,000	
	第２３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,373,000	
	第４０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	203,464,000	
	第１回政府保証地方公共団体金融機構債券（６年）	100,000,000	100,433,000	
	第８７５回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,069,000	
	第８７６回政府保証公営企業債券	100,000,000	101,346,000	
	第１９回政府保証国民生活債券	100,000,000	100,329,000	
合計		900,000,000	908,430,000	

②デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成28年10月31日現在

Ⅰ　資産総額	299,076,973円
Ⅱ　負債総額	523,179円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	298,553,794円
Ⅳ　発行済口数	354,293,688口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8427円
（1万口当たり純資産額）	（8,427円）

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

イ　名義書換

該当事項はありません。

ロ　受益者名簿

作成しません。

ハ　受益者に対する特典

ありません。

ニ　受益権の譲渡および譲渡制限等

（イ）受益権の譲渡

ａ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ｂ．上記ａの申請のある場合には、上記ａの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記ａの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ｃ．上記ａの振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（ロ）受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

ホ　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ヘ　償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

ト　質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

イ　資本金の額および株式数

	平成28年10月31日現在
資本金の額	2,000百万円
会社が発行する株式の総数	60,000株
発行済株式総数	17,640株

ロ　最近５年間における資本金の額の増減

該当ありません。

ハ　会社の機構

委託会社の取締役は７名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を１名選定します。

ニ　投資信託の運用の流れ

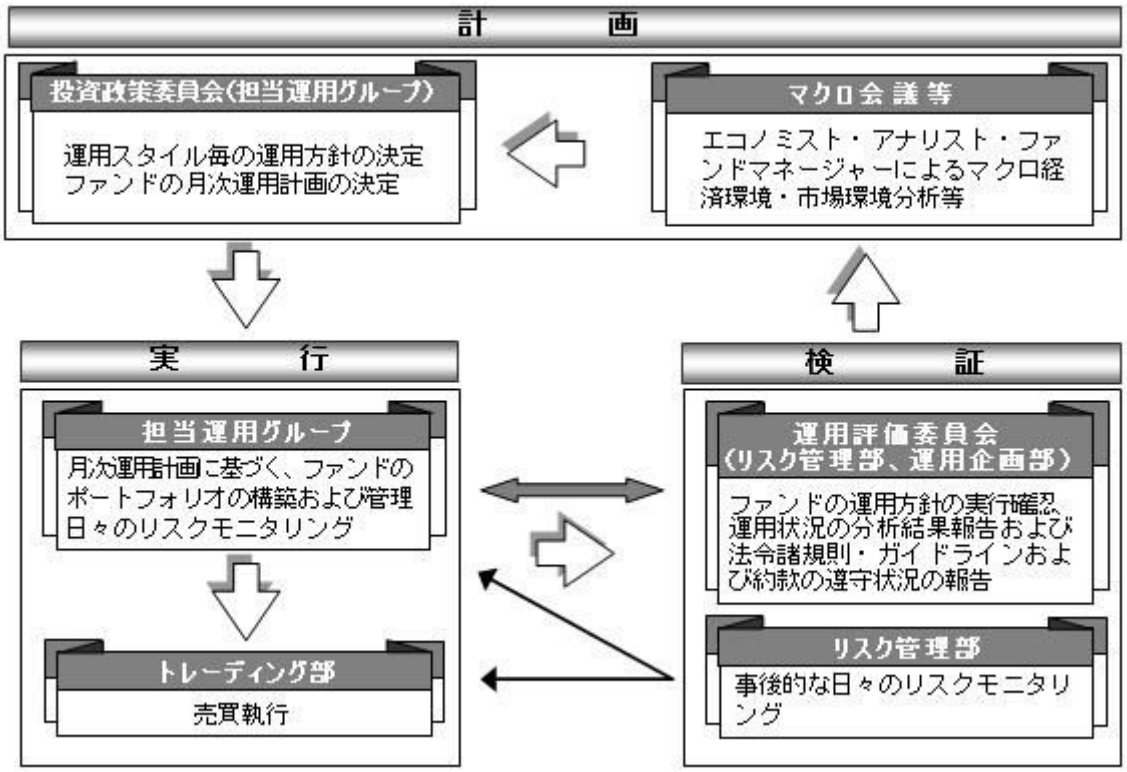

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

平成28年10月31日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

(平成28年10月31日現在)

		本　数(本)	純資産総額(百万円)
株式投資信託	単位型	62 (　17)	175,733 (　74,085)
	追加型	470 (　195)	4,969,133 (　2,740,583)
	計	532 (　212)	5,144,866 (　2,814,668)
公社債投資信託	単位型	76 (　76)	352,635 (　352,635)
	追加型	1 (　0)	25,934 (　0)
	計	77 (　76)	378,569 (　352,635)
合　計		609 (　288)	5,523,434 (　3,167,303)

※（　）内は、私募投資信託分であり、内書き表記しております。

3【委託会社等の経理状況】

1　当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

　また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2　当社は、第31期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けており、第32期中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月17日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　陽　一　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷　　正　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) １．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年11月24日

三井住友アセットマネジメント株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小　澤　陽　一　　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池ヶ谷　　正　　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年４月１日から平成29年３月31日までの第32期事業年度の中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友アセットマネジメント株式会社の平成28年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年４月１日から平成28年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

		前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	※２	25,021,336	10,857,507
顧客分別金信託		－	20,006
前払費用		291,119	324,934
未収入金		41,860	81,347
未収委託者報酬		4,897,032	5,418,116
未収運用受託報酬		1,000,744	1,635,461
未収投資助言報酬		455,390	382,911
未収収益		13,030	28,813
繰延税金資産		475,859	494,032
その他の流動資産		52,473	6,226
流動資産合計		32,248,847	19,249,357
固定資産			
有形固定資産	※１		
建物		120,234	154,246
器具備品		230,712	240,748
有形固定資産合計		350,947	394,995
無形固定資産			
ソフトウェア		497,668	449,034
ソフトウェア仮勘定		77,155	146,452
電話加入権		91	79
商標権		222	60
無形固定資産合計		575,137	595,627
投資その他の資産			
投資有価証券		7,151,933	13,115,106
関係会社株式		509,146	10,412,523
長期差入保証金		600,480	603,625
長期前払費用		36,031	32,533
会員権		17,299	17,299
繰延税金資産		665,425	750,481
投資その他の資産合計		8,980,317	24,931,569
固定資産合計		9,906,402	25,922,192
資産合計		42,155,249	45,171,549

（単位：千円）

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金	－	0
その他の預り金	82,723	73,103
未払金		
未払収益分配金	711	154
未払償還金	143,201	141,808
未払手数料	2,338,432	2,479,778
その他未払金	1,075,587	58,453
未払費用	2,095,111	2,092,669
未払消費税等	478,421	317,444
未払法人税等	454,520	992,491
賞与引当金	906,623	982,654
その他の流動負債	808	－
流動負債合計	7,576,142	7,138,557
固定負債		
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212
賞与引当金	－	51,310
その他の固定負債	－	693
固定負債合計	2,633,080	3,080,216
負債合計	10,209,222	10,218,774
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984	8,628,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	18,861,359	21,984,811
利益剰余金合計	20,682,564	23,806,015
株主資本計	31,311,548	34,434,999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	634,478	517,775
評価・換算差額等合計	634,478	517,775
純資産合計	31,946,027	34,952,774
負債・純資産合計	42,155,249	45,171,549

（2）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成26年４月 1日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月 1日 至　平成28年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	30,094,858	32,339,255
運用受託報酬	3,862,895	7,401,835
投資助言報酬	2,106,161	1,909,892
その他営業収益		
情報提供コンサルタント		
業務報酬	5,000	5,000
投資法人運用受託報酬	27,345	8,546
サービス支援手数料	18,274	74,038
その他	52,255	55,319
営業収益計	36,166,790	41,793,887
営業費用		
支払手数料	15,123,724	16,006,652
広告宣伝費	407,991	615,596
公告費	4,737	4,507
調査費		
調査費	1,319,743	1,624,477
委託調査費	3,550,675	4,106,366
営業雑経費		
通信費	38,911	43,662
印刷費	294,002	399,236
協会費	26,955	23,328
諸会費	18,577	22,650
情報機器関連費	2,403,857	2,557,200
販売促進費	28,281	31,271
その他	144,250	161,974
営業費用合計	23,361,707	25,596,925
一般管理費		
給料		
役員報酬	190,241	181,739
給料・手当	5,186,853	5,824,767
賞与	569,685	609,597
賞与引当金繰入額	906,623	1,033,964
交際費	22,609	26,912
寄付金	－	23
事務委託費	366,661	540,251
旅費交通費	226,254	277,212
租税公課	108,953	161,628
不動産賃借料	552,589	595,051
退職給付費用	387,799	701,070
固定資産減価償却費	287,833	334,024
諸経費	283,156	354,884

一般管理費合計		9,089,262	10,641,129
営業利益		3,715,820	5,555,832
営業外収益			
受取配当金		26,821	36,102
有価証券利息		1,187	－
受取利息	※1	6,113	3,728
時効成立分配金・償還金		12	1,394
原稿・講演料		1,899	1,766
雑収入		7,324	19,472
営業外収益合計		43,357	62,465
営業外費用			
為替差損		14,361	51,385
営業外費用合計		14,361	51,385
経常利益		3,744,816	5,566,912
特別利益			
投資有価証券償還益		4,181	13,036
投資有価証券売却益		893,251	38,823
投資有価証券清算益		－	29,214
特別利益合計		897,432	81,075
特別損失			
固定資産除却損	※2	1,076	5,300
投資有価証券償還損		－	2,313
投資有価証券売却損		1,091	8,184
その他の特別損失	※3	973,862	－
特別損失合計		976,030	15,798
税引前当期純利益		3,666,218	5,632,188
法人税、住民税及び事業税		1,574,213	1,598,176
法人税等調整額		166,505	△ 41,999
法人税等合計		1,740,718	1,556,177
当期純利益		1,925,499	4,076,011

（3）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	19,227,103	21,048,308	31,677,292
会計方針の変更による累積的影響額							△439,043	△439,043	△439,043
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,788,060	20,609,264	31,238,248
当期変動額									
剰余金の配当							△1,852,200	△1,852,200	△1,852,200
当期純利益							1,925,499	1,925,499	1,925,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	73,299	73,299	73,299
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	657,238	657,238	32,334,530
会計方針の変更による累積的影響額			△439,043
会計方針の変更を反映した当期首残高	657,238	657,238	31,895,486
当期変動額			
剰余金の配当			△1,852,200
当期純利益			1,925,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△22,759	△22,759	△22,759
当期変動額合計	△22,759	△22,759	50,540
当期末残高	634,478	634,478	31,946,027

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	18,861,359	20,682,564	31,311,548
当期変動額									
剰余金の配当							△952,560	△952,560	△952,560
当期純利益							4,076,011	4,076,011	4,076,011
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	3,123,451	3,123,451	3,123,451
当期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	634,478	634,478	31,946,027
当期変動額			
剰余金の配当			△952,560
当期純利益			4,076,011
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△116,703	△116,703	△116,703
当期変動額合計	△116,703	△116,703	3,006,747
当期末残高	517,775	517,775	34,952,774

[注記事項]

(重要な会計方針)

１.有価証券の評価基準及び評価方法

(1)満期保有目的の債券

償却原価法

(2)子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

２.固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

器具備品　３～20年

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３.引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
建物	258,412千円	281,421千円
器具備品	783,602千円	758,541千円

※２　関係会社に対する資産及び負債

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
現金及び預金	18,853,119千円	4,716,352千円

３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。当事業年度末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

４　保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年６月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
Sumitomo Mitsui Asset Management (New York)Inc.	355,376千円	296,815千円

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　平成26年４月 1日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月 1日 至　平成28年３月31日）
受取利息	2,463千円	1,423千円

※２　固定資産除却損

	前事業年度 （自　平成26年４月 1日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月 1日 至　平成28年３月31日）
器具備品	1,076千円	5,300千円

※３　その他の特別損失

その他の特別損失は、中国において同国国家税務総局が平成26年11月17日付で公布した財税[2014]79号通達に基づき、当社が委託者として運用する証券投資信託に関し、適格国外機関投資家として課される平成21年11月17日から平成26年11月16日までに行われた中国A株投資のキャピタル・ゲインに対して遡及的に徴される源泉所得税等について納付すべきと見込まれる金額を計上したものであります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月26日定時株主総会	普通株式	1,852,200	105,000	平成26年３月31日	平成26年６月27日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成27年６月30日開催の第30回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月30日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	952,560	54,000	平成27年３月31日	平成27年７月１日

当事業年度（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

１．発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２．剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月30日定時株主総会	普通株式	952,560	54,000	平成27年３月31日	平成27年７月１日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年６月27日開催の第31回定時株主総会において次の通り付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,010,960	114,000	平成28年３月31日	平成28年６月28日

（リース取引関係）

オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度（平成27年３月31日）	当事業年度（平成28年３月31日）
1年以内	572,402	579,592
1年超	1,340,637	756,470
合計	1,913,040	1,336,063

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式及び50％出資した海外関連会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて１年以内の支払期日であります。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

⑷ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等に基づく価額のほか、これらの価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注２）参照)。

前事業年度（平成27年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	25,021,336	25,021,336	－
(2)顧客分別金信託	－	－	－
(3)未収委託者報酬	4,897,032	4,897,032	－
(4)未収運用受託報酬	1,000,744	1,000,744	－
(5)未収投資助言報酬	455,390	455,390	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	7,131,075	7,131,075	－
(7)長期差入保証金	600,480	600,480	－
資産計	39,106,059	39,106,059	－
(1)顧客からの預り金	－	－	－
(2)未払手数料	2,338,432	2,338,432	－
負債計	2,338,432	2,338,432	－

当事業年度（平成28年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,857,507	10,857,507	－
(2)顧客分別金信託	20,006	20,006	－
(3)未収委託者報酬	5,418,116	5,418,116	－
(4)未収運用受託報酬	1,635,461	1,635,461	－
(5)未収投資助言報酬	382,911	382,911	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	13,114,808	13,114,808	－
(7)長期差入保証金	603,625	603,625	－
資産計	32,032,437	32,032,437	－
(1)顧客からの預り金	0	0	－
(2)未払手数料	2,479,778	2,479,778	－
負債計	2,479,778	2,479,778	－

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

負　債

(1)顧客からの預り金、(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年３月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
その他有価証券		
非上場株式	298	298
投資証券	20,560	―
合計	20,858	298
子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式	509,146	10,412,523
合計	509,146	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

(注３)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成27年３月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	25,021,336	―	―	―
顧客分別金信託	―	―	―	―
未収委託者報酬	4,897,032	―	―	―
未収運用受託報酬	1,000,744	―	―	―
未収投資助言報酬	455,390	―	―	―
長期差入保証金	4,148	596,332	―	―
合計	31,378,651	596,332	―	―

当事業年度（平成28年３月31日）

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	10,857,507	―	―	―
顧客分別金信託	20,006	―	―	―
未収委託者報酬	5,418,116	―	―	―
未収運用受託報酬	1,635,461	―	―	―
未収投資助言報酬	382,911	―	―	―
長期差入保証金	537,057	66,567	―	―
合計	18,851,060	66,567	―	―

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成27年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式509,146千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年３月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額　関係会社株式10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（平成27年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,826,531	4,894,554	931,977
小計	5,826,531	4,894,554	931,977
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	1,304,543	1,312,300	△7,756
小計	1,304,543	1,312,300	△7,756
合計	7,131,075	6,206,854	924,220

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　20,858千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成28年３月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	7,852,587	7,058,420	794,166
小計	7,852,587	7,058,420	794,166
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	5,262,221	5,310,100	△47,878
小計	5,262,221	5,310,100	△47,878
合計	13,114,808	12,368,520	746,288

（注）非上場株式等（貸借対照表計上額　298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
3,892,685	893,251	1,091

当事業年度(自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日)

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
327,278	38,823	8,184

(退職給付関係)

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

２．確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年４月 1日 至 平成27年３月31日)	当事業年度 (自 平成27年４月 1日 至 平成28年３月31日)
退職給付債務の期首残高	1,802,340	2,633,080
会計方針の変更による累積的影響額	682,168	―
会計方針の変更を反映した期首残高	2,484,508	2,633,080
勤務費用	217,881	225,881
利息費用	18,161	19,247
数理計算上の差異の発生額	△276	285,510
退職給付の支払額	△87,196	△135,507
退職給付債務の期末残高	2,633,080	3,028,212

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年３月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,633,080	3,028,212
未認識数理計算上の差異	―	―
未認識過去勤務費用	―	―
退職給付引当金	2,633,080	3,028,212

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年４月 1日 至 平成27年３月31日)	当事業年度 (自 平成27年４月 1日 至 平成28年３月31日)
勤務費用	217,881	225,881
利息費用	18,161	19,247
数理計算上の差異の費用処理額	△276	285,510
その他	152,031	170,430
確定給付制度に係る退職給付費用	387,799	701,070

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額になります。

(4)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前事業年度 (自 平成26年４月 1日 至 平成27年３月31日)	当事業年度 (自 平成27年４月 1日 至 平成28年３月31日)
割引率	0.731%	0.000%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度105,357千円、当事業年度125,210千円であります。

(税効果会計関係)

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年３月31日)	当事業年度 (平成28年３月31日)
流動の部		
繰延税金資産		
賞与引当金	299,729	303,247
調査費	77,863	74,734
未払金	321,602	44,028
未払事業税	49,504	67,598
その他	48,762	7,369
繰延税金資産小計	797,462	496,977
評価性引当額	△321,602	△2,945
繰延税金資産合計	475,859	494,032
固定の部		
繰延税金資産		
退職給付引当金	849,431	927,238
特定外国子会社留保金額	211,024	205,413
ソフトウェア償却	62,560	35,707
賞与引当金	－	15,834
投資有価証券評価損	43,051	95
その他	6,291	5,971
繰延税金資産小計	1,172,360	1,190,261
評価性引当額	△217,192	△211,267
繰延税金資産合計	955,168	978,994
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	289,742	228,513
繰延税金負債合計	289,742	228,513
繰延税金資産の純額	1,141,285	1,244,513

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （平成27年３月31日）	当事業年度 （平成28年３月31日）
法定実効税率	35.6%	33.0%
(調整)		
評価性引当額の増減	9.6	△5.5
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.1
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.0
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.7	1.3
所得税額控除による税額控除	△1.3	△1.5
その他	△0.1	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.5	27.6

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8%、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は62,206千円減少し、法人税等調整額が74,445千円、その他有価証券評価差額金が12,239千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

前事業年度(自 平成26年４月１日　至 平成27年３月31日)

１.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２.関連情報

(1)製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	30,094,858	3,862,895	2,106,161	102,874	36,166,790

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶ 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成27年４月１日　至 平成28年３月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

２．関連情報

⑴ 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	32,339,255	7,401,835	1,909,892	142,903	41,793,887

⑵ 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90％を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90％を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

⑶ 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10％以上を占める相手先がないため、記載はありません。

３．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

４．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

５．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

１.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)　％ 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,527,962	未払手数料	289,954

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２.子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	ソーラーエナジー投資合同会社	東京都港区	20,000	投資運用業	(所有)　％ 直接100	投資事業有限責任組合の運営及び管理	出資の引受	20,000	－	－
関連会社	UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.	Singapore	6,000,000 (シンガポールドル)	投資運用業	(所有)　％ 直接50	投信の販売委託 役員の兼任	増資の引受	136,110	－	－

（注）１．ソーラーエナジー投資合同会社の出資の引受は、新規法人設立のため行ったものであります。

２．UOB-SM Asset Management Pte. Ltd.の増資の引受については、当社とUOBアセットマネジメント社がそれぞれ1,500,000(シンガポールドル）出資しました。

３.その他の関係会社の子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－％	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	4,705,879	未払手数料	697,658

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

当事業年度(自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日)

１.親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社	(株)三井住友銀行	東京都千代田区	1,770,996,505	銀行業	(被所有)　％ 直接 40	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売手数料	2,740,552	未払手数料	471,118

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

２．兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金、出資金又は基金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の関係会社の子会社	SMBC日興証券㈱	東京都千代田区	10,000,000	証券業	－ %	投信の販売委託 役員の兼任	子会社株式の取得	9,877,717	－	－
							委託販売手数料	5,483,224	未払手数料	912,899

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1)投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成26年４月 1日 至 平成27年３月31日）	当事業年度 （自 平成27年４月 1日 至 平成28年３月31日）
１株当たり純資産額	1,810,999.27円	1,981,449.82円
１株当たり当期純利益金額	109,155.30円	231,066.40円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日）	当事業年度 （自　平成27年４月１日 至　平成28年３月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	1,925,499	4,076,011
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	1,925,499	4,076,011
期中平均株式数（株）	17,640	17,640

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

		第32期中間会計期間 （平成28年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		8,667,657
顧客分別金信託		20,007
前払費用		306,916
未収委託者報酬		5,324,329
未収運用受託報酬		1,209,751
未収投資助言報酬		355,952
未収収益		22,873
繰延税金資産		493,517
その他		3,031
流動資産合計		16,404,036
固定資産		
有形固定資産	※１	474,760
無形固定資産		615,866
投資その他の資産		
投資有価証券		13,931,717
関係会社株式		10,412,523
その他		1,631,772
投資その他の資産合計		25,976,013
固定資産合計		27,066,640
資産合計		43,470,677
負債の部		
流動負債		
顧客からの預り金		98
その他の預り金		79,964
未払金		2,578,503
未払費用		1,682,389
未払法人税等		686,618
前受収益		414
賞与引当金		1,044,361
その他	※２	125,455
流動負債合計		6,197,805
固定負債		
退職給付引当金		3,116,174
賞与引当金		30,000
その他		480
固定負債合計		3,146,654
負債合計		9,344,459

純資産の部	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	
資本準備金	8,628,984
資本剰余金合計	8,628,984
利益剰余金	
利益準備金	284,245
その他利益剰余金	
配当準備積立金	60,000
別途積立金	1,476,959
繰越利益剰余金	21,442,639
利益剰余金合計	23,263,844
株主資本合計	33,892,828
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	233,389
評価・換算差額等合計	233,389
純資産合計	34,126,217
負債純資産合計	43,470,677

(2) 中間損益計算書

（単位：千円）

		第32期中間会計期間 （自　平成28年４月１日 至　平成28年９月30日）
営業収益		
委託者報酬		15,185,419
運用受託報酬		2,663,858
投資助言報酬		869,344
その他の営業収益		63,406
営業収益計		18,782,028
営業費用		11,579,429
一般管理費	※１	5,398,630
営業利益		1,803,967
営業外収益	※２	116,871
営業外費用	※３	3,173
経常利益		1,917,665
特別利益	※４	179,785
特別損失	※５	27,232
税引前中間純利益		2,070,218
法人税、住民税及び事業税		622,698
法人税等調整額		△ 21,268
法人税等合計		601,429
中間純利益		1,468,788

(3) 中間株主資本等変動計算書

第32期中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,984,811	23,806,015	34,434,999
当中間期変動額									
剰余金の配当							△2,010,960	△2,010,960	△2,010,960
中間純利益							1,468,788	1,468,788	1,468,788
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△542,171	△542,171	△542,171
当中間期末残高	2,000,000	8,628,984	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,442,639	23,263,844	33,892,828

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	517,775	517,775	34,952,774
当中間期変動額			
剰余金の配当			△2,010,960
中間純利益			1,468,788
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△284,385	△284,385	△284,385
当中間期変動額合計	△284,385	△284,385	△826,557
当中間期末残高	233,389	233,389	34,126,217

（重要な会計方針）

１．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券

①満期保有目的の債券

償却原価法

②子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

③その他有価証券

時価のあるもの

中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

２．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法によっております。但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　３～50年

器具備品　３～20年

⑵ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

３．引当金の計上基準

⑴ 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

⑵ 退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

４．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当中間会計期間に適用し、平成28年４月1日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ729千円増加しております。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当中間会計期間から適用しております。

（中間貸借対照表関係）

第32期中間会計期間 （平成28年９月30日）
※１．有形固定資産の減価償却累計額 1,094,757千円
※２．消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債のその他に含めて表示しております。
３．当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座借越契約を締結しております。 当中間会計期間末における当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。 当座借越極度額の総額　10,000,000千円 借入実行残高　－ 差引額　10,000,000千円
４．当社は、子会社であるSumitomo Mitsui Asset Management(New York)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、平成35年６月までの賃借料総額248,465千円の支払保証を行っております。

（中間損益計算書関係）

第32期中間会計期間 （自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）
※１．減価償却実施額 有形固定資産　73,172千円 無形固定資産　112,944千円
※２．営業外収益のうち主要なもの 受取配当金　106,640千円 雑収入　9,734千円
※３．営業外費用のうち主要なもの 為替差損　3,173千円
※４．特別利益のうち主要なもの 投資有価証券償還益　179,784千円
※５．特別損失のうち主要なもの 投資有価証券償還損　10,871千円 事務所移転費用　8,962千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第32期中間会計期間（自 平成28年４月１日　至 平成28年９月30日）

１．発行済株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	17,640株	－	－	17,640株

２．剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	一株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年６月27日定時株主総会	普通株式	2,010,960	114,000	平成28年３月31日	平成28年６月28日

（リース取引関係）

第32期中間会計期間 （自　平成28年４月１日　　至　平成28年９月30日）
１．オペレーティング・リース取引 （借主側） 未経過リース料（解約不能のもの） １年以内　606,895千円 １年超　785,123千円 合　計　1,392,018千円

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

第32期中間会計期間（平成28年９月30日）

平成28年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注２）参照）。

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	8,667,657	8,667,657	－
(2)顧客分別金信託	20,007	20,007	－
(3)未収委託者報酬	5,324,329	5,324,329	－
(4)未収運用受託報酬	1,209,751	1,209,751	－
(5)未収投資助言報酬	355,952	355,952	－
(6)投資有価証券			
①その他有価証券	13,931,419	13,931,419	－
(7)投資その他の資産			
①長期差入保証金	662,172	662,172	－
資産計	30,171,290	30,171,290	－
(1)顧客からの預り金	98	98	－
(2)未払金			
①未払手数料	2,393,062	2,393,062	－
負債計	2,393,160	2,393,160	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 顧客分別金信託、(3) 未収委託者報酬、(4) 未収運用受託報酬、及び (5) 未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

①その他有価証券

これらの時価について、債券については取引金融機関から提示された価格及び業界団体が公表する売買参考統計値等によって、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(7) 投資その他の資産

①長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 顧客からの預り金、及び (2) 未払金①未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額
その他有価証券 非上場株式	298
合計	298
子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	10,412,523
合計	10,412,523

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、「(6)①その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式及び関連会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであることから、時価開示の対象とはしておりません。

（有価証券関係）
第32期中間会計期間（平成28年９月30日）
１．満期保有目的の債券
該当事項はありません。

２．子会社株式及び関連会社株式
子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額　10,412,523千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

３．その他有価証券

（単位：千円）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	5,237,120	4,771,627	465,493
小計	5,237,120	4,771,627	465,493
(2) 中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	8,694,298	8,823,400	△129,101
小計	8,694,298	8,823,400	△129,101
合計	13,931,419	13,595,027	336,392

（注）非上場株式等（中間貸借対照表計上額　298千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）
当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（資産除去債務等）
該当事項はありません。

（セグメント情報等）
第32期中間会計期間（自　平成28年４月１日　至　平成28年９月30日）
１．セグメント情報
当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。
従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。
２．関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	15,185,419	2,663,858	869,344	63,406	18,782,028

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第32期中間会計期間 （自　平成28年４月１日　　至　平成28年９月30日）
１株当たり純資産額　　1,934,592円84銭 １株当たり中間純利益　　83,264円67銭 なお、潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 （注）１株当たり純資産額の算定上の基礎 中間貸借対照表の純資産の部の合計額　34,126,217千円 普通株式に係る純資産額　34,126,217千円 普通株式の発行済株式数　17,640株 １株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数　17,640株 １株当たり中間純利益の算定上の基礎 中間損益計算書上の中間純利益　1,468,788千円 普通株式に係る中間純利益　1,468,788千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数　17,640株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ　自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ロ　運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

ハ　通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ　委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ　上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

イ　定款の変更、その他の重要事項

平成28年6月27日に開催された定時株主総会において、監査体制の見直しにより監査役の員数を２名増員し６名以内とする定款の変更が決議されました。

ロ　訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

追加型証券投資信託
三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド
信託約款

〔運用の基本方針〕

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は以下の通りとします。

１．基本方針
この投資信託は、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

２．運用方法
(1) 投資対象
「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」および「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券を主要投資対象とします。
(2) 投資態度
① 主として、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」および「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」の受益証券への投資を通じて、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
② 「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」受益証券を通じて、主として、米国のハイイールド債に投資します。
・「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」は原則として、米ドル売り、中国元買いの為替ヘッジを行います。
③ 「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」受益証券を通じて、主として円貨建の短期公社債および短期金融商品に投資します。
④ 原則として、「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」受益証券への投資比率は高位に保ちます。
⑤ 運用の指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。
⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
(3) 投資制限
① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
② 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
③ 外貨建資産への直接投資は行いません。

３．収益分配方針
毎月決算（原則として毎月12日、休業日の場合は翌営業日）を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。ただし、第１期および第２期には分配を行いません。
① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合等には、委託者の判断により分配を行わないことがあります。
③ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
『三井住友・米国ハイ・イールド債券・中国元ファンド』
〔信託約款〕

【信託の種類、委託者および受託者】

第１条　この信託は、証券投資信託であり、三井住友アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下この条、第18条第１項および第２項、第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②　前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第３条　委託者は、金3,834,807,377円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

【信託金の限度額】

第４条　委託者は、受託者と合意の上、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

②　委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第５条　この信託の期間は、信託契約締結日から平成29年４月12日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第６条　この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第７条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第８条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第８条　委託者は、第３条の規定による受益権については3,834,807,377口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第９条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②　委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第９条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

②　この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③　第23条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第10条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第11条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

②　委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③　委託者は、第８条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定にかかる受託者の通知】

第12条　受託者は、第３条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

【受益権の申込単位および価額】

第13条　指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第８条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該指定販売会社がそれぞれ定める単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。

②　前項の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金（第３項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③　第１項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加

算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は、１口につき１円に、指定販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

④　前項の規定にかかわらず、受益者が第38条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑤　前各項の規定にかかわらず、指定販売会社は、この信託契約締結日以降において、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、受益者が第38条第２項に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、当該取得申込みに応じません。

⑥　前各項の規定にかかわらず、委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

⑦　この約款において取引所とは金融商品取引法第２条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

【受益権の譲渡にかかる記載または記録】

第14条　受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②　前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第15条　受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）
　イ．有価証券
　ロ．金銭債権
　ハ．約束手形

２．特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産
　イ．為替手形

【運用の指図範囲等】

第17条　委託者（第20条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第19条、第21条、第23条、第27条、第28条および第30条において同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．「PIMCO　U.S.ハイイールド・ストラテジーファンドⅡ－J（中国元）」受益証券

２．「ＳＭＡＭ・マネーインカムファンド＜適格機関投資家限定＞」受益証券

３．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

４．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の性質を有するもの

５．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

なお、第５号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金

２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３．コール・ローン

４．手形割引市場において売買される手形

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

【利害関係人等との取引等】

第18条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第１項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

②　受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③　委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の４第３項および同条第４項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第１項および第２項に定める資産への投資等ならびに第23条および第27条から第29条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

④　前３項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第19条　委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

【運用の権限委託】

第20条　委託者は、運用の指図に関する権限の一部を次の者に委託します。

商　号：ピムコジャパンリミテッド
所在地：東京都港区虎ノ門四丁目１番28号

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第35条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は信託財産の純資産総額に年10,000分の63の率を乗じて得た額とします。

③ 第１項の規定にかかわらず、第１項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款に違反した場合、故意または重大な過失により信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

④ 前項に基づき、第１項により委託を受けた者が、運用の指図に関する権限の委託を中止された場合、委託者は第１項により委託を受けた者と同等の能力を有すると認められる第三者に運用の指図に関する権限を委託することができます。

【外貨建資産への投資制限】

第21条　委託者は、外貨建資産への直接の投資の指図を行いません。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第22条　外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図】

第23条　委託者は、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図を行うことができます。

【信託業務の委託等】

第24条　受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務
２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第25条　金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定するものをいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第26条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第27条　委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券にかかる信託契約の一部解約の実行請求ならびに有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第28条　委託者は、前条の規定による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第29条　委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第30条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第31条　信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議により、そのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第32条　この信託の計算期間は、毎月13日から翌月12日までとすることを原則とします。ただし、第１計算期間は平成22年４月30日から平成22年５月12日までとします。

②　前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第５条に規定する信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第33条　受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

②　受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③　受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④　受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【信託事務等の諸費用】

第34条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査費用等（消費税等相当額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息等（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②　委託者は、前項に定める信託財産の財務諸表の監査費用等の支払いを信託財産のために行い、その支弁を信託財産から受けます。また、委託者は、金額をあらかじめ合理的に見積もった上、実際の費用額にかかわらず一定率または一定金額にて信託財産中から支弁します。

③　委託者は、前項において一定の率または一定の金額を定める場合、信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④　信託財産の財務諸表の監査費用等については、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、固定率または固定金額にて計算した額を、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第35条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の162の率を乗じて得た額とします。

②　前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の処理方法】

第36条　信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

１．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

２．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②　毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責】

第37条　受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第38条第３項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第38条第４項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払いならびに収益分配金の再投資】

第38条　収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める「累積投資約款」に従った契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、その場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第３項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第40条第１項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として５営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとします。

⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。なお、「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数に

より加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど、当該口数により加重平均され、収益分配のつど、調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第39条　受益者が、収益分配金については前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第40条　受益者は、平成22年７月13日以降において、自己に帰属する受益権につき委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、次の事由による場合には、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、平成22年７月12日以前に自己に帰属する受益権につき委託者に１口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

１．受益者が死亡したとき

２．受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき

３．受益者が破産宣告（破産手続開始の決定）を受けたとき

４．受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき

５．その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、当該一部解約の実行の請求を受け付けません。

③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3％の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤　受益者が一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

⑥　委託者は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。

⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止前に行った実行されていない一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取扱い】

第41条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

【信託契約の解約】

第42条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ることとなったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

②　委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　第２項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第43条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第44条　委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第45条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第46条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第47条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき

またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第２項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第２項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対受益者の受益権買取請求の不適用】

第48条　この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託者が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第49条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

【信託期間の延長】

第50条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

【運用報告書に記載すべき事項の提供】

第50条の２　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

【公告】

第51条　委託者が、受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第52条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年４月30日（信託契約締結日）

委託者　　東京都港区愛宕二丁目５番１号
三井住友アセットマネジメント株式会社
代表取締役　　前田　良治

受託者　　大阪府大阪市中央区北浜四丁目５番33号
住友信託銀行株式会社
取締役社長　　常陰　均

資産形成なら SMAM

Sumitomo Mitsui Asset Management